

## 高知県社会的養育推進計画の見直し（後期計画の策定）

## 1. 趣旨

令和 2 年度に「高知県家庭的養護推進計画」の見直しを行い策定した、「高知県社会的養育推進計画」について、前期の計画期間が終了することから、令和 4 年の児童福祉法改正等を踏まえ、現行計画の見直しを行ったうえで、後期計画の策定を行うもの。

## 2. 計画の推移

| 計画名              | 期間           |
|------------------|--------------|
| 高知県家庭的養護推進計画     | H27. 3～R2. 3 |
| 高知県社会的養育推進計画（前期） | R2. 4～R7. 3  |
| 高知県社会的養育推進計画（後期） | R7. 4～R12. 3 |

## 3. 社会的養育推進計画とは

- ・平成 28 年の児童福祉法改正により「子どもが権利の主体であること」「子どもの最善の利益が優先されること」「より家庭に近い環境での養育が優先されること」が明記された。
- ・この法改正を受け、「新しい社会的養育ビジョン」取りまとめられ、同ビジョンで掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成 30 年 7 月）
- ・各都道府県は、令和 11 年度を終期とし「令和 2～6 年度」「令和 7～11 年度」の各期に区分して計画を策定。

## 4. 第 2 期策定（見直し）のポイント【見直しの背景】

- ・令和 4 年 6 月の児童福祉法の改正により、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することとされた。
- ・また、これに先立つ「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和 4 年 2 月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されているところ。→計画見直しの必要性

【第 1 期からの主な変更点等】 ※詳細は別添資料 1（国説明資料）参照

| 計画     | 見直し内容                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の 11 項目を <b>13 項目</b>とする。※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」をの 2 項目を新設。</li> <li>・<b>家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念</b>に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。</li> </ul>                                                          |
| 計画記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画との継続性を踏まえつつ、適切に P D C A サイクルを運用する観点から、各項目ごとに、<b>「現行計画の達成見込・要因分析等」</b>の記載を求める。</li> <li>・<b>「資源の必要量等」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」</b>の記載を求める。</li> <li>・「整備すべき見込量等」について、<b>「整備・取組方針等」</b>（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。</li> </ul> |
| 評価指標   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の策定要領では評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに<b>統一的な「評価のための指標」</b>を設定</li> <li>・都道府県において、当該指標により取組の<b>進捗状況の把握</b>を求める。</li> <li>・国は、都道府県の取組進捗について、<b>毎年度調査を実施し、分析・評価</b>して公表。</li> </ul>                                                        |

## 5. 計画への主な記載項目（現行計画と後期計画（国策定要領）との比較）

（１）記載項目 ⇒各記載項目の位置づけ（全体像）は別添資料３参照

| 現行計画 |                                          | 後期計画（策定要領記載項目） |                                     |
|------|------------------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| ①    | 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像           | ①              | 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像      |
| ②    | 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）           | ②              | 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）    |
| ③    | 一時保護改革に向けた取組                             | ③              | 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組       |
| ④    | 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み                | ④              | 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組               |
| ⑤    | 里親等への委託の推進に向けた取組                         | ⑤              | 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み           |
| ⑥    | パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 | ⑥              | 一時保護改革に向けた取組                        |
| ⑦    | 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組      | ⑦              | 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組       |
| ⑧    | 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組            | ⑧              | 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組            |
| ⑨    | 児童相談所の強化等に向けた取組                          | ⑨              | 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| ⑩    | 社会的養護自立支援の推進に向けた取組                       | ⑩              | 社会的養護自立支援の推進に向けた取組                  |
| ⑪    | 留意事項                                     | ⑪              | 児童相談所の強化等に向けた取組                     |
|      |                                          | ⑫              | 障害児入所施設における支援                       |
|      |                                          | ⑬              | 留意事項                                |

④及び⑫が新設項目

## （２）計画記載事項（（必要的記載事項））

I 現行計画の達成見込み・要因分析等

II 資源等に関する地域の現状（「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」）

III 資源の整備・取組方針等 ⇒各記載項目毎の計画記載事項は別添資料３参照

## 7. スケジュール

| 5月        | 6月        | 7月                | 8月         | 9月           | 10月  |
|-----------|-----------|-------------------|------------|--------------|------|
| 社養部会①     |           | 総会①               | 骨子案作成・内容議論 | 社養部会②        | 素案作成 |
|           |           | 施設へのヒアリング         |            |              |      |
|           |           | 入所児童＋市町村へのアンケート調査 |            |              |      |
| 11月       | 12月       | 1月                | 2月         | 3月           | 4月   |
| 素案内容議論・修正 | パブリックコメント | 素案修正・内容議論         | 策定         | 後期計画（～R11まで） |      |
| 社養部会③     |           |                   | 社養部会④      | 総会②（報告・答申）   |      |

# 児童福祉法等の一部を改正する法律 の施行に向けた検討状況

令和6年1月25日  
自治体向け説明会

こども家庭庁

# 改正法の施行に向けた検討状況（目次）

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○ 概要・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3   |
| ○ こども家庭センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5   |
| ○ 一時保護施設の設備・運営基準案等・・・・・・・・・・・・      | 18  |
| ○ 親子再統合支援事業（親子関係再構築支援）・・・・・・        | 36  |
| ○ こどもの権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 40  |
| ○ こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）      | 47  |
| ○ 一時保護時の司法審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 63  |
| ○ 地域子育て相談機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 74  |
| ○ 家庭支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 80  |
| ○ 里親支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 109 |
| ○ 児童自立生活援助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 120 |
| ○ 社会的養護自立支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・     | 125 |
| ○ 妊産婦等生活援助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 135 |
| ○ 在宅指導措置委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 140 |
| ○ 都道府県社会的養育推進計画について・・・・・・・・・・       | 142 |

# 都道府県社会的養育推進計画について

# 次期都道府県社会的養育推進計画策定要領（案）

## <現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
  - 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したものの。
  - 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。
- 【見直しの背景】
- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
  - また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。
- これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



## <主な見直しのポイント>

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計 画 期 間         | ●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 <b>次期計画は令和7～11年度の5年を1期</b> として策定。                                                                                                                                                                                                 |
| 項 目             | ●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を <b>13項目</b> とする。<br>※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。<br>● <b>家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念</b> に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。                                                                                         |
| 計 画 記 載 事 項     | ●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「 <b>現行計画の達成見込・要因分析等</b> 」の記載を求める。<br>●「 <b>資源の必要量等</b> 」「 <b>現在の整備・取組状況等</b> 」「 <b>整備すべき見込量等</b> 」の記載を求める。<br>●さらに、「 <b>整備すべき見込量等</b> 」について、「 <b>整備・取組方針等</b> 」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。 |
| 評 価 の た め の 指 標 | ●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっていたところ、次期計画では、各項目ごとに <b>統一的な「評価のための指標」</b> を設定する。<br>●各都道府県において、当該指標により取組の <b>進捗状況の把握</b> を求める。<br>●国は、各都道府県の取組の進捗について、 <b>毎年度調査を実施し、分析・評価</b> して公表。                                                                        |

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）

## (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- ・こどものニーズの適切な把握と支援への反映が必要。なお、こどもに対して行われたソーシャルワークが**こどもに還元**されることが重要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者であるこどもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。

## (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**こどもの権利擁護に係る環境を整備**することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらにはこどもの**意見表明等支援事業**の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

## (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村の**こども家庭センター**を通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては**親子関係の再構築**に向けた支援が効果的に行われることが必要。

## (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

## (5) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とすることから、都道府県においては、国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

## (6) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とするこども数の見込みを時点修正することが必要。

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）

## (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。すなわち、予防的支援により**家庭維持**を目指すとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは**家庭復帰**に向けた努力を最大限に行い、それが困難と判断された場合は、**親族・知人による養育**、さらには**特別養子縁組**を検討する。その上で、これらの対応がこどもにとって**適当でない又はその実現までに期間を要する**と判断された場合には、**里親・ファミリーホーム**への委託や**児童養護施設等**への入所の措置を検討するとともに、既に代替養育されているこどもに対しては、**継続して**家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。

## (8)里親等への委託の推進に向けた取組

- ・家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらがこどもにとって**適当でない又は実現までに期間を要する**と判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた**里親支援センター**において、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの**一貫した里親支援**が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

## (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では困難な**専門的ケア**を要する、又は年長児で家庭養育に対する**拒否感が強い**などという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の設置の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

## (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことから、児童自立生活援助の**年齢要件等の弾力化**や社会的養護経験者等を支援する**拠点の設置**等、自立支援を推進していくことが必要。

## (11)児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「**新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士との配置等による法的対応体制の強化、研修の実施等による専門性の向上のほか、**こども家庭ソーシャルワーカー**資格の取得促進を図ることが必要。

## (12)障害児入所施設における支援

- ・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、**できる限り良好な家庭的環境**の下で支援を行うことが必要。

## ○ 次期計画策定上の留意事項

- ・各都道府県においては、**令和6年度末までに**新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等、**可能なものから順次速やかに**取組を進めることが必要。

## 2.項目ごとの策定要領※以下、各項目について、現行策定要領からの変更等を中心に記載 (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

### 事項

家庭養育優先原則と  
パーマネンシー保障  
の理念

各項目に係る基本的  
考え方

計画策定等における  
当事者であるこども  
の意見の反映等

市区町村との連携体  
制等

P D C Aサイクルの  
運用

### 計画策定に当たっての留意事項

●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。すなわち、市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持を目指すとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討。その上で、これらの対応がこどもにとって適当でない又は実現までに期間を要すると判断された場合、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所措置の検討とともに、既に代替養育されているこどもにも、継続して家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要

●現行計画の達成見込や達成・未達成（見込）の要因分析等を行う  
●資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込み量等について整備・取組方針等を具体的に記載

●里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行う  
●当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取  
●里親等や施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取  
●意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

●計画策定時に市区町村の意見を反映  
●各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図る  
●市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に基づく都道府県の施策についても考慮することが必要

●計画策定時に都道府県児童福祉審議会等へ意見聴取  
●毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し  
●P D C Aサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映  
●国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

## 2.項目ごとの策定要領

### (2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

#### 事項

こどもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

こどもの権利擁護に係る環境整備

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に説明
- こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保、こどものニーズに合わせた体制整備に努める
- こどもの意見等を最善の利益を考慮して組織的に検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取り組を進める
- こども自身に対してその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつわかりやすい周知啓発を図ることが必要
- 社会的養育に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

## 2.項目ごとの策定要領

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

#### 事項

こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載（とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載）
- こども家庭センターに関する指針等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 市区町村への送致のほか、こどもや保護者の置かれた状況や地理的要因等から、適当と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施すること
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を、児童相談所職員と一緒に行うこと等によりお互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

## 2. 項目ごとの策定

### (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

##### 事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要
  - 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の確保・充実や利用促進等に向けた取組状況を把握し、必要な支援を検討
  - 子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等を順次反映
  - 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
  - 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームや児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供、委託の際の連携・協力
- 
- 市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

## 2. 項目ごとの策定要領

### (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

##### 事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

市区町村との連携体制

##### 計画策定に当たっての留意事項

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、子育て短期支援事業の実施、在宅指導措置委託の積極的な活用などを念頭に置き機能強化を図る
- 
- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
  - 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

## 2.項目ごとの策定要領

### (4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

#### 事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

#### 計画策定に当たっての留意事項

●国において策定する実施要綱等をもとに、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと

●助産施設の確保に取り組むこと  
●制度の周知にも取り組むこと

●都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築  
●児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修  
●市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要

●市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 事項

代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 計画策定に当たっての留意事項

●保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は施設に入所させて養育することが必要とされる者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込み数を踏まえて算出  
（参考例）こどもの人口（推計・各歳ごと）× 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）  
＝ 代替養育を必要とするこども数

## 2. 項目ごとの策定要領

### (6) 一時保護改革に向けた取組

#### 事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**等を踏まえて、既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設等の確保数、一時保護に関わる職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする
- こどもの適切なケアの確保に課題がある場合や、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点からは、**一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保**に努めることが必要
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、**一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム**の確保を進める
- 一時保護施設内の学習支援の充実に努める
- 一時保護施設内の**管理を目的とした規則は最低限**にとどめ、一時保護施設内のルールが適切か、**定期的に見直す**

## 2. 項目ごとの策定要領

### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### 事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント**を徹底することが必要。児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討すること
- 代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、**児童相談所における専門チーム**等の配置などの体制整備を検討することが望ましい

## 2. 項目ごとの策定要領

### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ② 親子関係再構築に向けた取組

##### 事項

児童相談所における体制強化

民間との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親等や施設との協働による支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、民間団体等との協働による支援であることを十分意識した上で、コーディネート業務を適切に行う
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮
- 里親・ファミリーホームや施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

## 2. 項目ごとの策定要領

### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

##### 事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備について検討
- 養子縁組里親が見つからない場合や縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、養親からの相談に応じるなどの援助を行う

## 2. 項目ごとの策定要領

### (8) 里親等への委託の推進に向けた取組

#### ① 里親等への委託こども数の見込み等

#### 事項

パーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親等数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 里親等委託率は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを優先した上で、**なお代替養育を必要とするこどもの見込数**に対して設定されるものであること
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式  
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合 = 里親等委託が必要なこども数
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則
- 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を検討
- 乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、令和11年度時点における年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討し、国の数値目標を超えた目標を設定
- 国においては、令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上の実現に向けて取組を推進
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること。
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、**実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置**であることを丁寧に説明して理解を得る
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図る。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、**要因分析**を踏まえて対応方針を検討すること

## 2. 項目ごとの策定要領

### (8) 里親等への委託の推進に向けた取組

#### ② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

##### 事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定するガイドライン等を参照
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討。設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化等に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、フォスティング機関の活用についても検討

## 2. 項目ごとの策定要領

### (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### ① 施設で養育が必要なこども数の見込み

##### 事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

##### 計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した「代替養育を必要とするこども数の見込み」から、(8)の①の項目において算出された「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと。

## 2. 項目ごとの策定要領

### (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### 事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定
- 乳児院について、こども家庭センターや市区町村の母子保健担当部局、児童相談所等との連携・協働先として位置付けることを働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても、地域の実情に応じて検討
- 妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- 家庭支援事業を施設にどの程度委託しているかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 児童家庭支援センターの設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
  - ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
  - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成
  - 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステムの確立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

## 2. 項目ごとの策定要領

### (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### ① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

#### 事項

実情把握の対象者及び把握すべき内容、手段

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童養護施設等職員、里親等を通じて電話やメール、SNS等の手段により実情を把握
- 社会的養護経験者等同士の繋がりを活かした実情把握

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

#### 事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数の計画**を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況**を踏まえつつ、**事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画**を策定
- (10)の④の項目の**実情把握**を参考とすることに加え、**現に支援している関係者等からの情報等**を収集しながら、**社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画**を策定
- 関係機関への円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を参考として、関係機関との連携等について、支援体制等を検討
- 社会的養護経験者等を含む関係者が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (11)児童相談所の強化等に向けた取組

#### ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

#### 事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた**具体的な懸案・課題等**を**適切に把握**した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

## 2.項目ごとの策定要領

### (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

#### ② 都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

##### 事項

児童相談所における  
人材確保・育成

児童相談所の管轄人  
口

市区町村との連携

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載
- 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、市区町村と連携体制の整備を図る

## 2.項目ごとの策定要領

### (12) 障害児入所施設における支援

##### 事項

障害児入所施設にお  
ける支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

### 3. 次期計画策定上の留意事項

#### 事項

次期計画の計画期間、  
計画の見直し等

#### 計画策定に当たっての留意事項

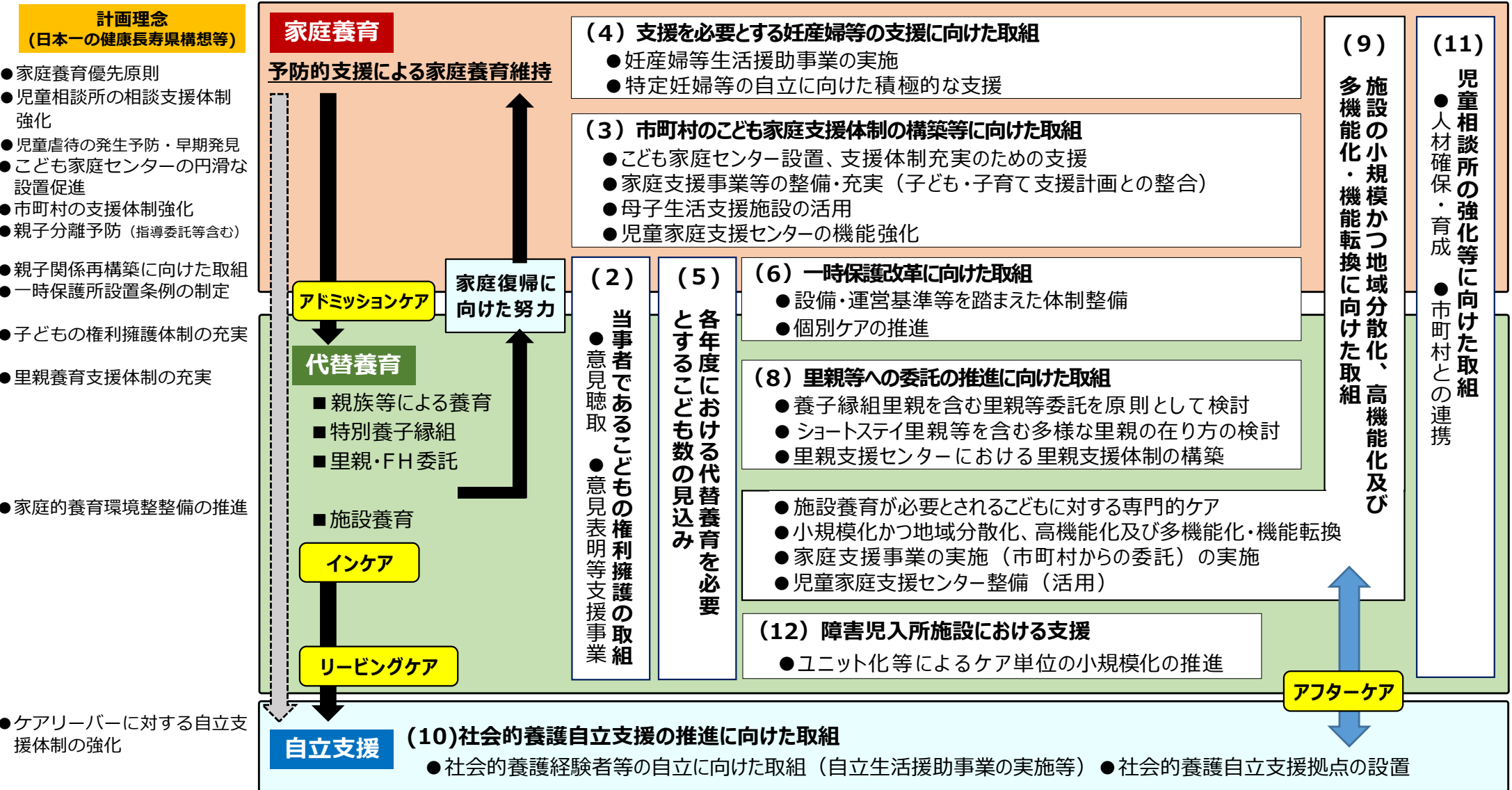
- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、以下について可能なものから順次速やかに取組む
  - ・ 現行計画の達成見込・要因分析等
  - ・ 資源等に関する地域の現状把握
  - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
  - ・ 里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築に向けた調整・検討
  - ・ 施設の多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化等に向けた各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
  - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組 等
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意

計画理念を踏まえた各項目の位置付け (策定要領及び長野県作成資料を参考に整理・作成)

(1) 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像

- 家庭養育優先原則とパーマナンス保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底
- こどものニーズの適切な把握と支援への反映

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマナンス保障に向けた取組



| 社会的養育推進計画 国策定要領 指標等一覧                       |                                | 計画記載事項(必要的記載事項)                                                                                                                         |                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【策定要領項目】<br>(※文頭()については国策定要領における番号)         |                                | 資源等に関する地域の現状＝「整備すべき見込量等」<br>(★＝資源の整備・取組方針等を具体的に記載し、年度ごとの「定量的な整備目標」の設定が必要な項目)                                                            | 評価のための指標                                                                                                                                |
| (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像           |                                |                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |
| (2)当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)         |                                | 1 ★社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 | 1 ・社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 |
|                                             |                                | 2 ★意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合                                                                                        | 2 ・意見表明等支援事業の実施状況(利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))                                              |
|                                             |                                | 3 ・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係ることも本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備                                                                                | 3 ・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係ることも本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことがあるか、利用しやすいか)・満足度(利用してどうだったか)                                                |
|                                             |                                | 4 ・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備                                                                                                     | 4 ・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度                                                                                                             |
|                                             |                                | 5 ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができることもとの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備                                                                                   | 5 ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができることもとの割合及び意見表明に係る満足度                                                                                           |
|                                             |                                | 6 ・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備                                                                              | 6 ・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数                                                  |
|                                             |                                | 7 ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であることも(社会的養護経験者を含む。 )の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備                                                  | 7 ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であることも(社会的養護経験者を含む。 )の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無                                                  |
| (3)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組            | ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組  | 8 ★子ども家庭センターの設置数                                                                                                                        | 8 ・子ども家庭センターの設置数                                                                                                                        |
|                                             |                                | 9 ★子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                  | 9 ・子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                  |
|                                             |                                | 10 ・都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備                                                                                                             | 10 ・都道府県と市区町村との人材交流の実施状況                                                                                                                |
|                                             |                                | 11 ・子ども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備                                                                                                        | 11 ・子ども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況                                                                                                           |
|                                             | ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組 | 12 ★市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策                                                                                                     | 12 ・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率                                                                                                 |
|                                             |                                | 13 ★市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数                                                                                     | 13 ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数                                                                                     |
|                                             | ③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組   | 14 ★児童家庭支援センターの設置数                                                                                                                      | 14 ・児童家庭支援センターの設置数                                                                                                                      |
|                                             |                                | 15 ★児童相談所からの在宅指導措置委託件数                                                                                                                  | 15 ・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合(分母:指導措置委託全件数)                                                                                                 |
|                                             |                                | 16 ★市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数                                                                                                     | 16 ・市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数                                                                                                     |
| (4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組                    |                                | 17 ★妊産婦等生活援助事業の実施事業所数                                                                                                                   | 17 ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数                                                                                                                   |
|                                             |                                | 18 ★助産施設の設置数                                                                                                                            | 18 ・助産施設の設置数                                                                                                                            |
|                                             |                                | 19 ★特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                   | 19 ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                   |
| (5)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み                |                                | 20 ○計画期間における年度ごとの代替養育を必要とする子ども数(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の見込みを記載 ※数値目標ではなく推計値を記載するもの                                                         |                                                                                                                                         |
| (6)一時保護改革に向けた取組                             |                                | 21 ★一時保護施設の定員数                                                                                                                          | 20 ・一時保護施設の定員数                                                                                                                          |
|                                             |                                | 22 ★一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数                                                                                          | 21 ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数                                                                                          |
|                                             |                                | 23 ★一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                            | 22 ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                            |
|                                             |                                | 24 ★第三者評価を実施している一時保護施設数                                                                                                                 | 23 ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合(分母:管内の全一時保護施設数)                                                                                              |
|                                             |                                |                                                                                                                                         | 24 ・一時保護施設の平均入所日数                                                                                                                       |
|                                             |                                |                                                                                                                                         | 25 ・一時保護施設の平均入所率                                                                                                                        |
| (7)パーマナンスー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 | ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組 | 25 ・子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマナンスー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備                                | 26 ・子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマナンスー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む。)                    |
|                                             |                                |                                                                                                                                         | 27 ・里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間                                                                                                   |
|                                             | ②親子関係再構築に向けた取組                 | 26 ★親子再統合支援事業による各種支援の実施件数                                                                                                               | 28 ・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数                                                                                                               |
|                                             |                                | 27 ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備                                                                                                 | 29 ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況                                                                                               |
|                                             |                                | 28 ★親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                 | 30 ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数                                                                                                 |
|                                             |                                | 29 ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備                                                                                     | 31 ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数                                                                                          |
|                                             |                                | 30 ・保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備                                                                                                          | 32 ・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件                                                                                                         |
|                                             |                                |                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |
|                                             | ③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組   | 31 ★児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数                                                                                                                | 33 ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数                                                                                                                |
|                                             |                                | 32 ★民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数                                                                                                             | 34 ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数                                                                                                             |
|                                             |                                | 33 ・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備                                                               | 35 ・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数                                                                     |
|                                             |                                | 34 ・里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備                                                                          | 36 ・里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数                                                                             |
|                                             |                                | 35 ★特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数                                                                                                          | 37 ・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数                                                                                                          |
|                                             |                                |                                                                                                                                         | 38 ・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無                                                                                                                |

| 社会的養育推進計画 国策定要領 指標等一覧                  |                                        | 計画記載事項（必要的記載事項）                                                                |                                                                               |
|----------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 【策定要領項目】<br>〔※文頭○については国策定要領における番号〕     |                                        | 資源等に関する地域の現状 ＝ 「整備すべき見込量等」<br>（★＝資源の整備・取組方針等を具体的に記載し、年度ごとの「定量的な整備目標」の設定が必要な項目） | 評価のための指標                                                                      |
| (8)里親等への委託の推進に向けた取組                    | ①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等              | 36 ★3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率                                         | 39 ・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率                                        |
|                                        |                                        | 37 ★養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数                                             | 40 ・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数                   |
|                                        |                                        | 38 ★ファミリーホーム数                                                                  | 41 ・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数                                                   |
|                                        |                                        | 39 ★里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数                                                | 42 ・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数                                               |
|                                        |                                        |                                                                                | 43 ・里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）                                     |
|                                        | ②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組             | 40 ★里親支援センターの設置数                                                               | 44 ・里親支援センターの設置数、民間への委託数                                                      |
|                                        |                                        | 41 ・民間フォスタリング機関の設置数                                                            | 45 ・民間フォスタリング機関の設置数                                                           |
|                                        |                                        | 42 ★基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数                                      | 46 ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数                                     |
|                                        |                                        | 43 ・児童相談所における里親等支援体制の整備                                                        |                                                                               |
|                                        |                                        |                                                                                |                                                                               |
| (9)施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 | ①施設で養育が必要なこども数の見込み                     | 44 ○計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の見込みを記載 ※数値目標ではなく推計値を記載するもの |                                                                               |
|                                        | ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組   | 45 ★小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数                                                      | 47 ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数                                                     |
|                                        |                                        | 46 ★養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数                    | 48 ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数                   |
|                                        |                                        | 47 ★養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数                                         | 49 ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数                                        |
|                                        |                                        | 48 ★一時保護専用施設の整備施設数                                                             | 50 ・一時保護専用施設の整備施設数                                                            |
|                                        |                                        | 49 ★児童家庭支援センターの設置施設数                                                           | 51 ・児童家庭支援センターの設置施設数                                                          |
|                                        |                                        | 50 ★里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数                                         | 52 ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数                                        |
|                                        |                                        | 51 ★妊産婦等生活援助事業の実施施設数                                                           | 53 ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数                                                          |
|                                        |                                        | 52 ★市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）                                               | 54 ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）                                              |
| (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組                 | ①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握        | 53 ○計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」を算出し記載 ※数値目標ではなく推計値を記載するもの          |                                                                               |
|                                        | ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組                    | 54 ★児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）                                           | 55 ・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）                                          |
|                                        |                                        | 55 ★社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数                                                        | 56 ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数                                                       |
|                                        |                                        | 56 ★社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備                                                 | 57 ・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況                                              |
| (11)児童相談所の強化等に向けた取組                    | ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組                 | 57 ○中核市・特別区における児童相談所の設置状況及び今後の設置見込み（検討中のものを含む。）を把握し、「地域の現状」として記載               |                                                                               |
|                                        | ②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組 | 58 ★児童相談所の管轄人口                                                                 | 58 ・児童相談所の管轄人口                                                                |
|                                        |                                        | 59 ★第三者評価を実施している児童相談所数                                                         | 59 ・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）                                      |
|                                        |                                        | 60 ★児童福祉司、児童心理司の配置数                                                            | 60 ・児童福祉司、児童心理司の配置数                                                           |
|                                        |                                        | 61 ★市町村支援児童福祉司の配置数                                                             | 61 ・市町村支援児童福祉司の配置数                                                            |
|                                        |                                        | 62 ★児童福祉司スーパーバイザーの配置数                                                          | 62 ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数                                                         |
|                                        |                                        | 63 ★医師の配置数                                                                     | 63 ・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）                                                     |
|                                        |                                        | 64 ★保健師の配置数                                                                    | 64 ・保健師の配置数                                                                   |
|                                        |                                        | 65 ★弁護士配置数                                                                     | 65 ・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）                                                    |
|                                        |                                        | 66 ★こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数  | 66 ・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数 |
|                                        |                                        | 67 ★専門職採用者数                                                                    | 67 ・専門職採用者数（割合）                                                               |
|                                        |                                        |                                                                                |                                                                               |
| (12)障害児入所施設における支援                      |                                        | 68 ・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数                           |                                                                               |
|                                        |                                        | 69 ・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数                         |                                                                               |

---

# 高知県社会的養育推進計画

---

高知県

令和2年4月

## 目 次

|                                                          |           |
|----------------------------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 高知県社会的養育推進計画の基本的考え方</b>                           | <b>3</b>  |
| 【策定要領項目】(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像                |           |
| 1 計画策定の趣旨                                                | 3         |
| 2 計画の基本理念                                                | 3         |
| 3 計画の期間                                                  | 3         |
| 4 計画の進行管理                                                | 3         |
| <b>第2章 高知県における子どもの現状</b>                                 | <b>4</b>  |
| 1 子ども人口及び児童相談所における相談業務の状況                                | 4         |
| <b>第3章 子どもの権利擁護の取組</b>                                   | <b>6</b>  |
| 【策定要領項目】(2)当事者である子どもの権利擁護の取組／(8)一時保護改革に向けた取組             |           |
| 1 基本的な考え方                                                | 6         |
| 2 現状と課題                                                  | 6         |
| 3 高知県における取組の方向性                                          | 10        |
| <b>第4章 代替養育を必要とする子どもへの支援</b>                             | <b>12</b> |
| 【策定要領項目】(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み／(5)里親等への委託の推進に向けた取組 |           |
| (6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組              |           |
| (7)施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組                  |           |
| 1 基本的な考え方                                                | 12        |
| 2 現状と課題                                                  | 12        |
| 3 高知県における取組の方向性                                          | 19        |
| <b>第5章 児童相談所及び市町村等の支援体制の構築</b>                           | <b>21</b> |
| 【策定要領項目】(3)市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組／(10)児童相談所の強化等に向けた取組 |           |
| 1 基本的な考え方                                                | 21        |
| 2 現状と課題                                                  | 21        |
| 3 高知県における取組の方向性                                          | 25        |
| <b>第6章 社会的養護の子どもの自立支援</b>                                | <b>26</b> |
| 【策定要領項目】(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組                            |           |
| 1 基本的な考え方                                                | 26        |
| 2 現状と課題                                                  | 26        |
| 3 高知県における取組の方向性                                          | 28        |

※【策定要領項目】は「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において示されている計画に記載すべき項目を指す

# 第1章 高知県社会的養育推進計画の基本的考え方

【策定要領項目】(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

## 1 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下、「平成28年改正児童福祉法」という。）において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導の司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法関与の強化等がなされました。

このうち家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障（子どもにとって恒久的、永続的な家庭環境が保障されること）となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされました。さらにこれらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」として小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が示されたところです。これらを踏まえた各都道府県の推進計画を策定するよう要請がなされました。

本県では、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を踏まえて、平成27年3月に「高知県家庭的養護推進計画」を策定し、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきたところ、家庭的養護の推進が図られるなど一定の前進がみられています。

本推進計画では、「高知県家庭的養護推進計画」を発展的に見直すとともに、本県における社会的養育の推進に向けて10年後の将来像と取組を定めます。

## 2 計画の基本理念

計画の基本理念は、本県が取り組む「日本一の健康長寿県構想」における大目標「子どもたちを守り育てる環境づくり」の目的と同様に「子どもが夢や希望を持てる社会の実現」とします。

## 3 計画の期間

計画期間は、2020（R2）年度から2029（R11）年度までの10年間とします。

また、2020（R2）年度から2024（R6）年度までを前期、2025（R7）年度から2029（R11）年度を後期として区分します。

## 4 計画の進行管理

2024（R6）年度及び2029（R11）年度における目指す姿を目標値として設定します。

計画の進行管理については、毎年度検証を行い、各期の期末を目安にこれらの進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第2章 高知県における子どもの現状

### 1 子ども人口及び児童相談所における相談業務の状況

#### (1) 子ども人口の推移と将来推計

国勢調査の結果によると、本県の子ども人口（0歳～18歳未満人口）は減少傾向にあります。『日本の都道府県別将来推計人口』をもとに本県で推測したところ、本県の子ども人口は今後さらに減少していくと見込まれます。

#### ○子ども人口の推移

| 2000（H12）年 | 2005（H17）年 | 2010（H22）年 | 2015（H27）年 |
|------------|------------|------------|------------|
| 141,032人   | 126,715人   | 115,352人   | 104,476人   |

\*出典：『国勢調査』における0歳～18歳未満の県人口より

#### ○子ども人口の将来推計（高知県推計）

| 2020（R2）年 | 2025（R7）年 | 2030（R12）年 | 2035（R17）年 |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 94,152人   | 84,943人   | 76,987人    | 70,012人    |

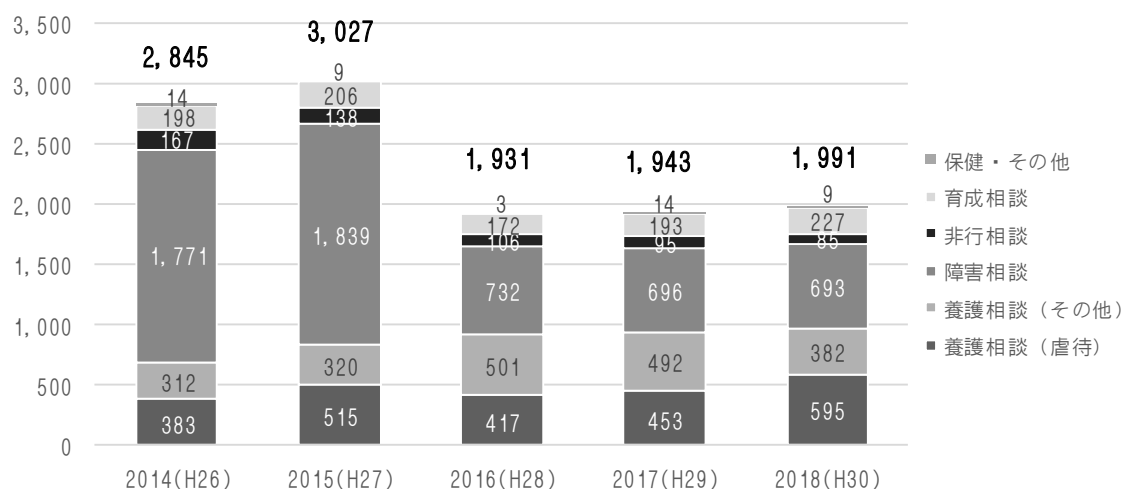
\*算出方法：「日本の都道府県別将来推計人口」（平成30年3月国立社会保障・人口問題研究所推計）における0～19歳以下の推計人口（5歳区分）をもとに1歳ごとの推計人口を算出し、0歳～17歳の人口を合算して得た数。

#### (2) 児童相談所の相談業務の状況

本県には中央児童相談所（高知市）及び幡多児童相談所（四万十市）が設置されています。

本県の児童相談所における相談件数については、近年増加傾向にあり、特に養護相談のうち虐待に関する相談については、2018（H30）年度が過去最高の595件となっています。

#### ○児童相談所における相談種別別受付件数の推移



（注）2016年度から特別児童扶養手当に係る判定事務（依頼書の受付等）については障害相談として計上していない。

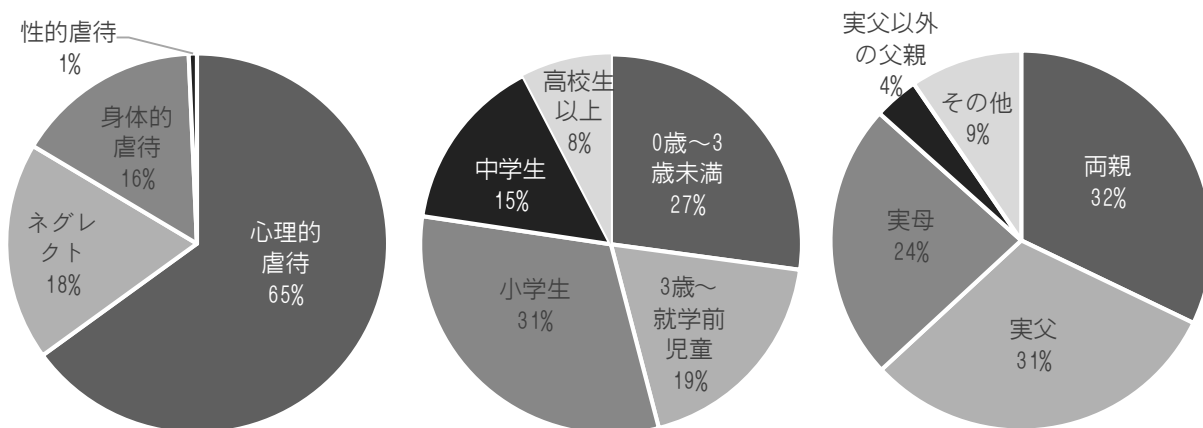
### ○児童虐待相談対応件数

|      | 2014 (H26) 年度 | 2015 (H27) 年度 | 2016 (H28) 年度 | 2017 (H29) 年度 | 2018 (H30) 年度 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 受付件数 | 383           | 515           | 417           | 453           | 595           |
| 対応件数 | 235           | 379           | 291           | 326           | 420           |

(注) 対応件数：相談受理後、調査し虐待と認定し対応した件数

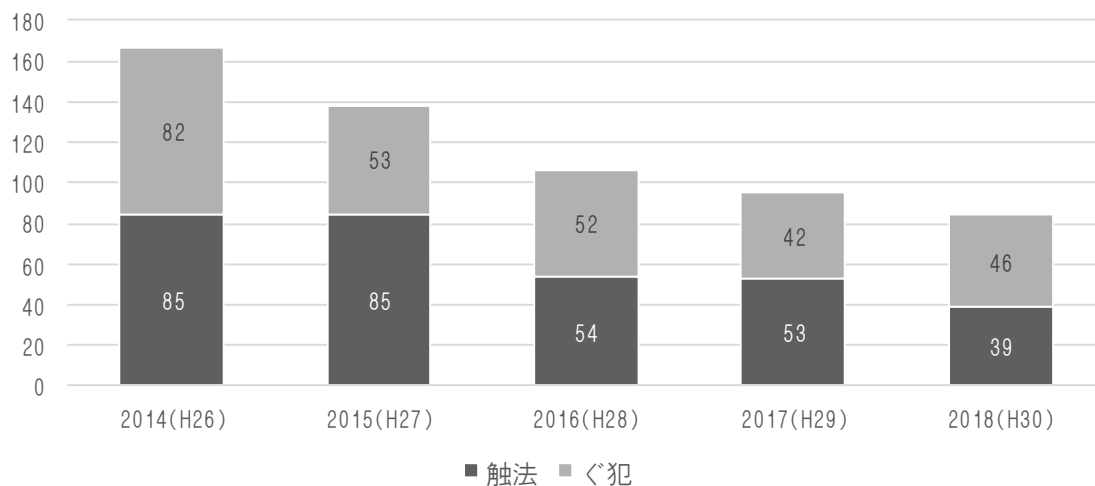
虐待種別では、心理的虐待が最も多く、ネグレクト、身体的虐待が続いています。被虐待児の年齢別では、小学生が最も多く、小学生以下となると全体の 77.4%を占めています。また、虐待者は両親が 135 件と最も多く、実父及び実母まで含めると全体の 86.7%を占めています。

### ○2018 (H30) 年度児童虐待対応件数の内訳（左：虐待種類別、中：被虐待児の年齢別、右：虐待者別）



非行相談は 85 件で、相談件数全体に占める割合は 4.3%となっており、これまでで最も少なくなっています。内訳ではぐ犯相談（度重なる家出や深夜徘徊など将来的に刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動）が 46 件、触法相談（刑罰法令に触れるものの本人が 14 歳未満であることから刑事責任は問われないもの）が 39 件となっています。

### ○非行相談の推移



## 第3章 子どもの権利擁護の取組

【策定要領項目】(2)当事者である子どもの権利擁護の取組

(8)一時保護改革に向けた取組

### 1 基本的な考え方

子どもの権利擁護については、子どもの基本的人権を国際的に保障する条約として「子どもの権利条約」が1989年の第44回国連総会において採択されました。この「子どもの権利条約」の中では、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項が、前文と本文54条において規定されており、1994年に日本も批准をしています。

これに伴い、平成28年改正児童福祉法では子どもが権利の主体であることが明確に位置付けられました。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

また、平成28年改正児童福祉法に対する附帯決議（平成28年5月26日参議院厚生労働委員会）においても、「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」とされています。

本計画においては、これらの法律等の趣旨を踏まえ、子どもの措置等の決定または子どもの一時保護の実施にあたっては、子どもや保護者の意見を聴取することとし、それにより得られた子どものニーズを基礎として行うものとします。

### 2 現状と課題

#### (1)一時保護中の子どもの権利擁護

子どもの安全を迅速に確保する場合や、子どもの心身の状況や置かれている環境などの状況を把握するために、子どもを一時的に保護（一時保護）する場合があります。これは、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

このような中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要です。そのため、一時保護に関する方針については、一時保護を行う一時保護所の運営方法のほか子どもの権利擁護などが記載された「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日厚生労働省子ども家庭局長通知）が示されています。

この「一時保護ガイドライン」において、一時保護されている子どもの権利擁護については、一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うことが必要とされています。

また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、児童相談所が行う業務の質の評価を行い、業務の質の向上に努めなければならないとされており、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことも必要です。

さらに、一時保護中は、子どもの安全確保の観点からこれまで通っていた学校に通うことができない場

合があります。このような場合でもあっても、子どもの学習の保障を行うとともに、一時保護中であってもできるだけ通っていた学校へ通学できるような配慮を行うことが必要です。

## (2) 児童養護施設や里親等へ措置を行う際の子どもの権利擁護

児童相談所が行う援助の決定にあたっては、児童相談所運営指針において、子どもや保護者の意向を尊重するとともに、子どもの最善の利益の確保に努めることとされており、また、児童養護施設や里親等に措置する場合にあつては、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うほか、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や発達の状況等に応じて説明し、子ども自身がいつでも児童相談所に相談できることを説明することとされています。

本県では、これらの説明を行うにあたり、平成 22 年 3 月に児童相談所と高知県児童養護施設協議会が連携して作成した「子どもの権利ノート」を配布し、自分が守られる権利や守るべき義務、権利が侵害された場合の意思表示の仕方等について説明を行っています。

児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）

### 第 3 章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

#### 第 6 節 援助方針会議

- (3) 援助の決定にあたっては、特別な場合を除き、子どもや保護者の意向を尊重するとともに、子どもの最善の利益の確保に努める。

### 第 4 章 援助

#### 第 6 節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

- (5) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に対し、次の事項について十分な説明を行う。

(略)

また、子どもに対しては、子どもが有する権利や権利擁護のための仕組み（子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることや、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などの仕組み、被措置児童虐待防止の仕組み）についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明する。

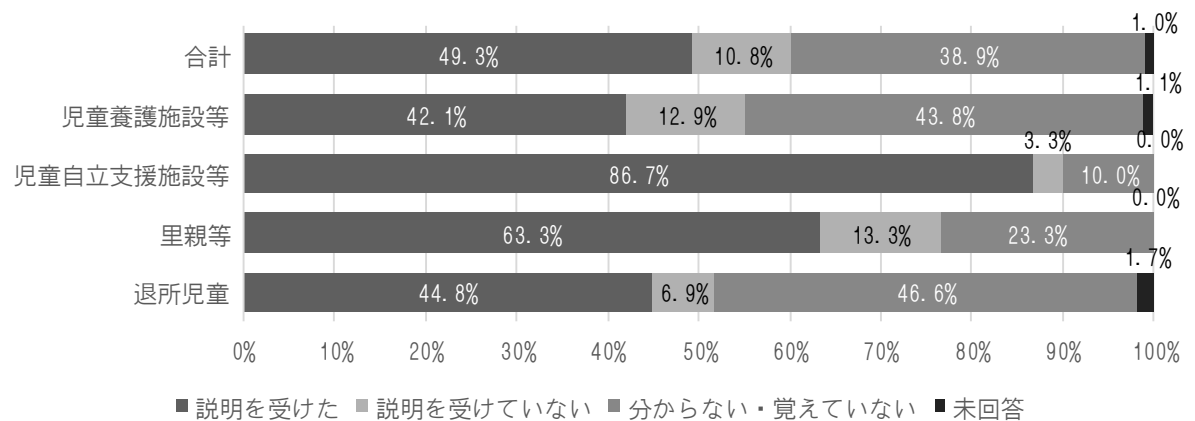
(略)

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「子どもの権利ノート」の活用等も考えられること。

2019（R1）年に実施した施設入所等児童及び退所児童アンケート調査によると、施設や里親等に措置される時、どうして措置されることになったのかについて「説明を受けた」と回答した子どもは全体の 49.3% でした。施設別では児童自立支援施設及び児童心理治療施設（以下、「児童自立支援施設等」という。）が 86.7% と最も高く、これは児童自立支援施設等へ入所する児童が比較的高学年の児童であるためと考えられます。また、「分からない・覚えていない」と回答した子どもは全体の 38.9% となっており、乳児院及び児童養護施設（以下、「児童養護施設等」という。）が 43.8% となっていることから、乳幼児期から引き続き措置されている子どもが児童養護施設等に多いことが影響しているものと考えられます。

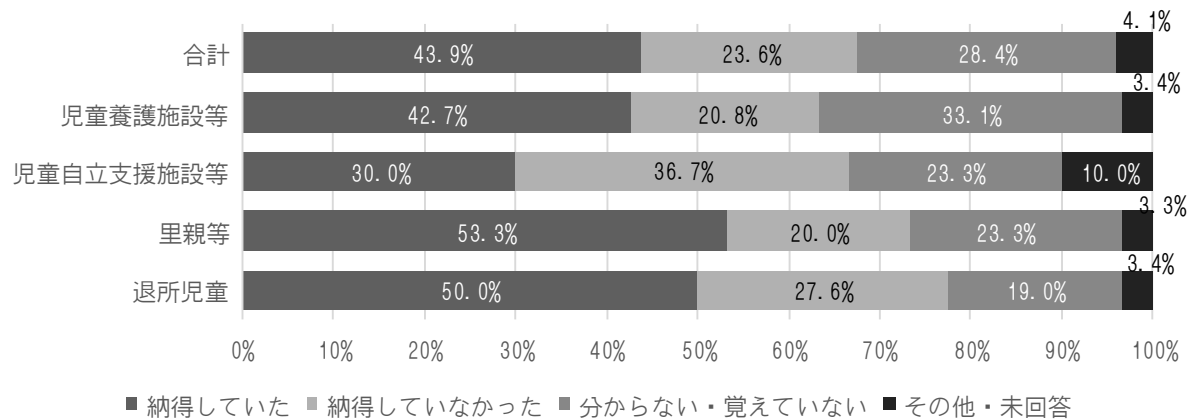
○施設や里親等に措置されるとき、どうして措置されることになったのか説明を受けたか？

(令和元年児童家庭課アンケート調査 N=296)

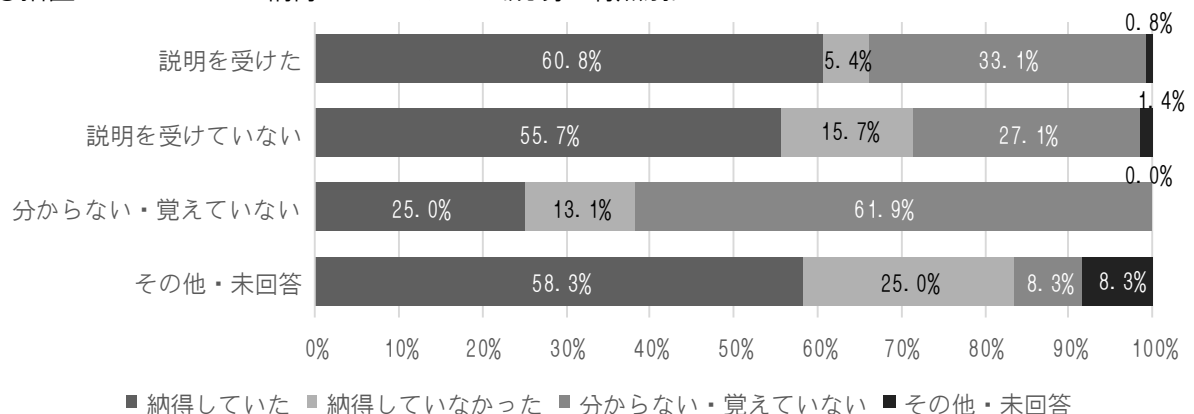


同調査において、措置をされたことに納得していたかどうかについて、「納得していた」と回答した子どもは全体の 43.9%となっており、「納得していなかった」と回答した子どもの 23.6%を上回っています。また、どうして措置されることになったのかということについて説明の有無別に見ると、「説明を受けた」と回答した子どものうち「納得していなかった」と回答した子どもは 5.4%となっており、「説明を受けていない」と回答した子どものうち「納得していなかった」と回答した子どもの 15.7%を大きく下回っています。このことから、措置を行う際に子どもの年齢や発達の状況に応じて丁寧に説明を行うことが、子ども自身の措置に対する捉え方に影響を与えることが分かります。

○措置をされたことに納得していたか？（措置先別）



○措置をされたことに納得していたか？（説明の有無別）

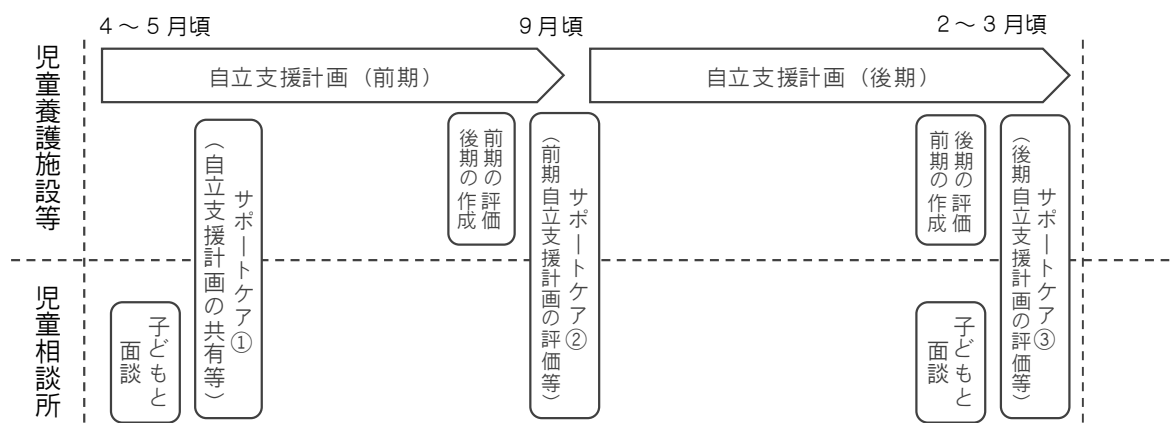


### (3) 児童養護施設や里親等へ措置されている子どもの権利擁護

児童養護施設等では、個々の子どもの支援に係る計画である自立支援計画を作成しており、定期的（少なくとも半年に1回）に評価及び計画の見直しを行っています。自立支援計画の作成、評価または見直しにあたっては、子どもの年齢や発達の状況に合わせて意向を聴取したうえで行うこととしています。

また、児童相談所においても、担当児童福祉司が定期的に子どもとの面談を行い、そこで聴取した意見を踏まえて児童養護施設等と支援方針を共有・検討する「サポートケア」事業を実施しています。

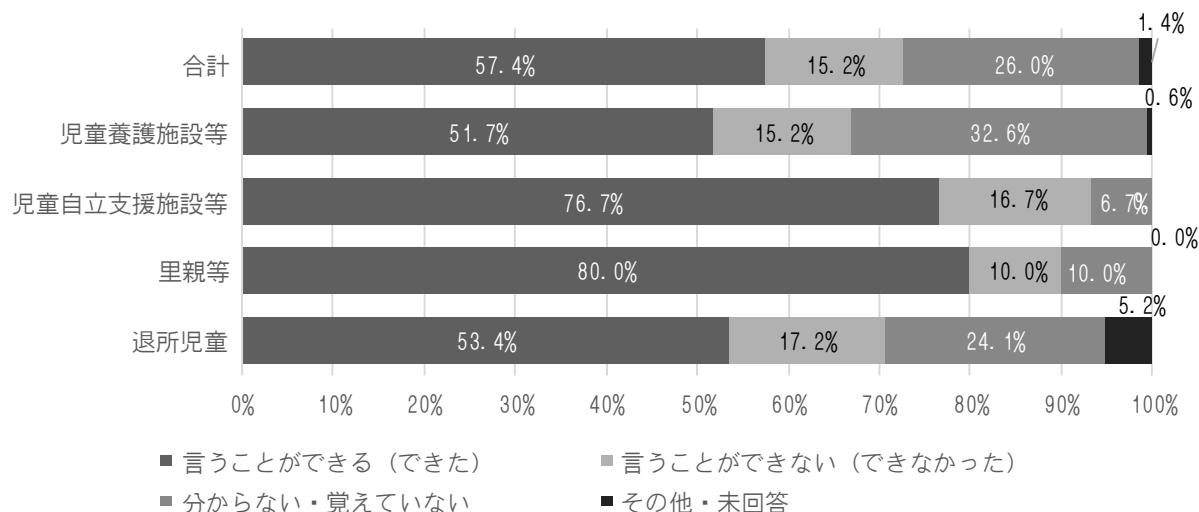
#### ○サポートケア事業（年間のイメージ）



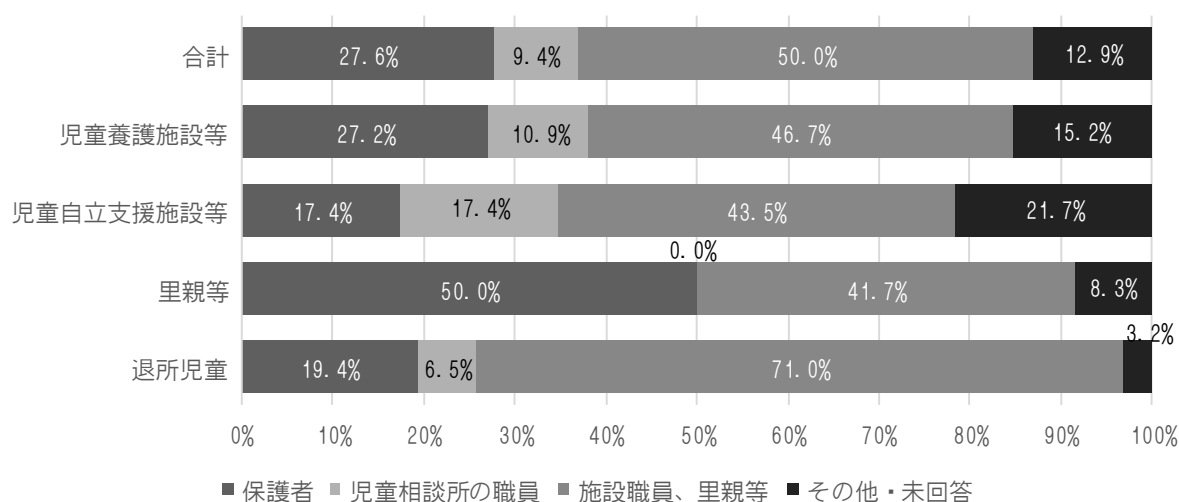
2019（R1）年に実施した施設入所等児童及び退所児童アンケート調査によると、施設や里親等に措置されている時、自身の措置について決めるときに誰かに自分の意見を言うことができるかということについて「言うことができる（できた）」と回答した子どもは全体の57.4%でした。特に児童自立支援施設等で76.7%、里親等で80.0%と割合が高くなっています。また、誰に対して一番意見を言うことができるかということについては、「施設職員、里親等」が最も多く、全体の半数となっています。

一方、自身の措置について決めるときに誰かに自分の意見を言うことができるかということについて「言うことができない（できなかった）」と回答した子どもは全体の15.2%となっており、その理由は多い順に「意見を言っても通らない、聞いてもらえない（33.3%）」、「自分の意見をうまく言えない、伝えられない（26.7%）」、「自分がどうしたいのか決められない（15.6%）」となっています。

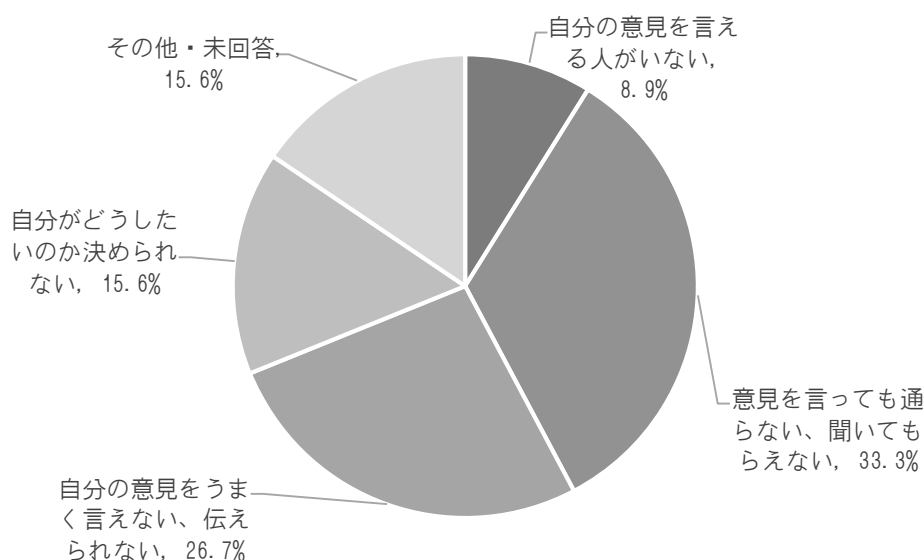
#### ○自身の措置について決めるときに誰かに自分の意見を言うことができるか？（N=296）



○意見を言うことができる場合、誰に対して一番意見を言うことができるか？（N=170）



○意見を言うことができない場合、なぜ言うことができなかったのか？（N=45）



### 3 高知県における取組の方向性

子どもの支援の方針決定にあたっては、子どもに対して十分な説明を行うことを徹底します。

特に、子どもの措置や一時保護等を決定する際やその変更及び継続の際には、定期的にその理由や見通しを含めて子どもに丁寧な説明を行うとともに、意見表明できる年齢の子どもについては、その発達の状況などを踏まえて十分な意見聴取を行い、決定の方針にできるだけ反映させることとします。

ただし、子どもの最善の利益を考慮した結果、子どもの意見を反映できない場合は、その理由等を十分に子どもに説明することとします。

また、自分の意見を言うことについて、「うまく言えない」、「伝えられない」、「自分がどうしたいのか決められない」と回答した子どもがいることを踏まえ、このような自ら声を上げられない子どもの意見を聴く方策についても検討を行います。

### 今後の5年間の取組

- 措置または一時保護等にあたっては、子どもの意見の聴取及び十分な説明を行います。
- 一時保護の子どもの権利擁護の観点から、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を実施します。
- 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は必要最小限とするほか、当該環境での保護継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を定期的（少なくとも2週間以内）に検討します。
- 一時保護中でも可能な限り学校へ登校できるよう学習の保障を図ります。
- 児童養護施設や里親等へ措置されるまたは措置されている子どもが、自身の意見を自ら表明できるよう、第三者による支援なども含めた支援体制の構築を図っていきます。

### 5年後及び10年後の目標

|                                                                      | 2019(R1)年度 | 2024(R6)年度 | 2029(R11)年度 |
|----------------------------------------------------------------------|------------|------------|-------------|
| 一時保護中の子どもの権利擁護の取組の実施状況の確認（子どもに対するアンケート調査やヒアリングの実施など）                 | 未実施        | 実施         | 実施          |
| 児童養護施設や里親等へ措置されるまたは措置されている子どもへの意見聴取等の実施状況（子どもに対するアンケート調査やヒアリングの実施など） | 全施設で実施     | 全施設で実施     | 全施設で実施      |

## 第4章 代替養育を必要とする子どもへの支援

### 【策定要領項目】

(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(5)里親等への委託の推進に向けた取組

(6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(7)施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### 1 基本的な考え方

子ども自身の最善の利益を踏まえ、さまざまな理由により家庭環境にとどまることができない子どもについて、「子どもの権利条約」では「国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する」ものとし、これらの子どものために条約締結国は「代替的な監護を確保する」こととされています。また、平成28年改正児童福祉法では、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」とされています。

本計画においては、これらの法律等の趣旨を踏まえ、代替養育を必要とする子どもに対して確実に養育環境を提供することができるよう、代替養育を必要とする子ども数の見込み及びそれに対して必要な代替養育の体制確保を図るものとします。

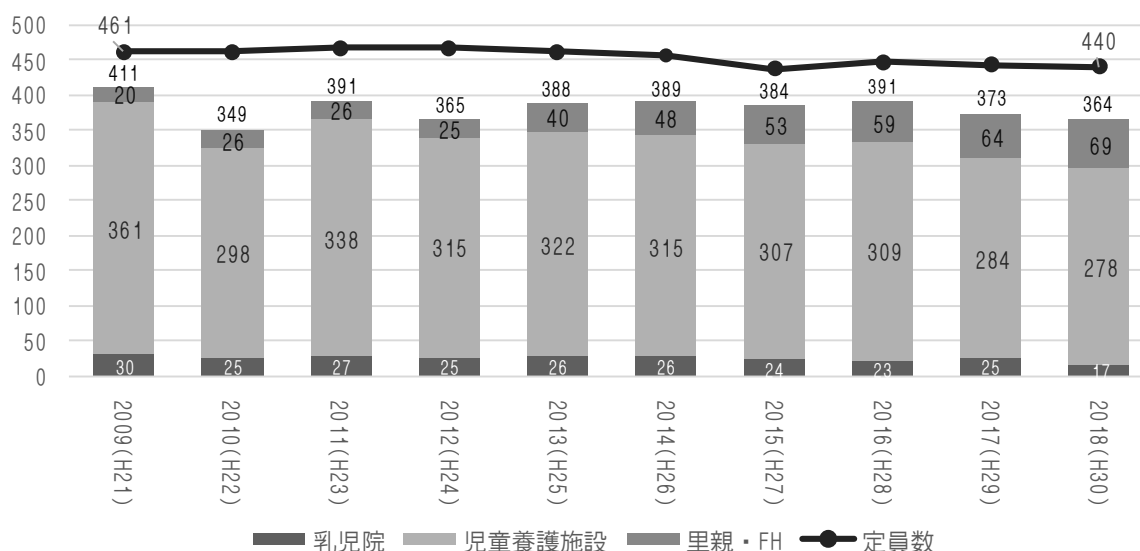
### 2 現状と課題

#### (1)代替養育を必要とする子ども数

代替養育を必要とする子ども数は、ここ10年間に於いて年度ごとのばらつきはありますが、定員数及び措置児童の合計数ともにほぼ横ばいの傾向にあります。その中で、里親等へ委託されている子ども数は、10年間で約3倍に増加（20人→69人）しています。

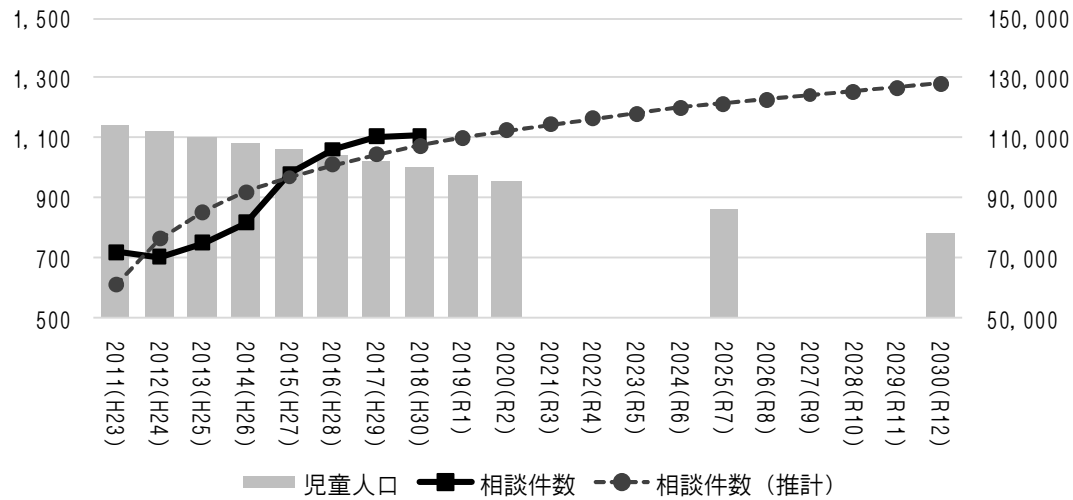
○高知県における措置児童数及び施設定員数の推移（それぞれ各年度末における数値）

\*出典『福祉行政報告例』



県内の子ども人口は年々減少しており、今後も同様に減少していく見込みです。一方で、児童相談所における相談対応件数は年々増加傾向にあります。そのため、今後の代替養育を必要とする子ども数の見込み量を推計するにあたり、子ども人口の減少のみならず、児童相談所における相談対応件数の推移も考慮して見込数を推計するものとします。

○高知県における児童相談所の養護相談及び育成相談の相談件数と子ども人口の推移



＊算出方法

子ども人口：2019 年までは「月別推計人口」（高知県）における 0～19 歳以下の推計人口をもとに平成 27 年国勢調査における 19 歳以下人口（116,669 人）に占める 18 歳及び 19 歳人口（12,193 人）のおよその割合（0.1）を乗じて得た数を控除して算出。基準月はそれぞれ 10 月時点。2020 年以降は第 1 章における子ども人口の将来推計（高知県推計）参照

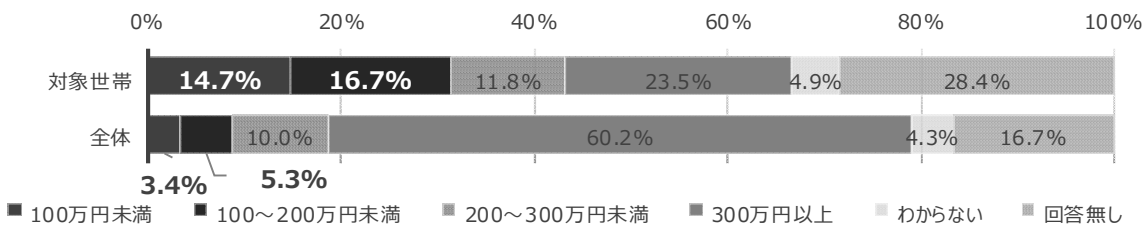
相談件数：児童相談所における養護相談及び育成相談件数（福祉行政報告例）

相談件数（推計）：相談件数をもとに対数近似により算出した数

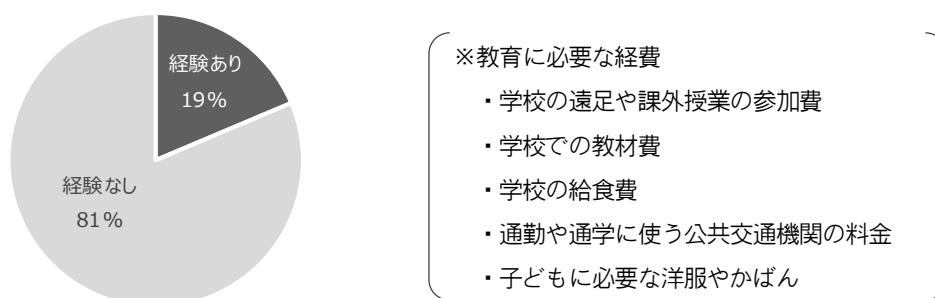
高知県が 2016（H28）年度に実施した「高知県子どもの生活実態調査」によると、両親以外の保護者（祖父母、その他の親族）と同居している子どもは、全体の 0.7%を占めています。このうち少なくとも 10%は世帯収入が年間 200 万円未満で児童扶養手当や遺族年金などの制度による支援を受けていないことが分かっています。また、同じく両親以外の保護者（祖父母、その他の親族）と同居している子どもの世帯の 19%において、子どもが教育に必要な経費の支払いが困難となった経験があると回答しています。これらの世帯については、親族里親等の制度を活用することにより、子どもが教育に必要な経費などの支援を受けられることから、潜在的に支援を必要としているものとして見込み量を推計するものとします。

○両親以外の保護者と同居している子どもの世帯における世帯年収の分布

＊出典『高知県子どもの生活実態調査』



○教育に必要な経費（※）の支払い困難経験の有無 ＊出典『高知県子どもの生活実態調査』



(2) 特別養子縁組等および里親家庭等への委託の推進

平成 28 年改正児童福祉法において、家庭における養育が困難または適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組のほか、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親家庭等への委託を進める家庭養育優先原則が示されました。

このうち特別養子縁組等については、平成 28 年改正児童福祉法により、特別養子縁組及び普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられています。また、令和元年に民法が改正され、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限が「原則 6 歳未満」から「原則 15 歳未満」に引き上げられるとともに、特別養子縁組の手続きを二段階に分け、養親となる者の負担を軽減するなどの改正がなされています。

一方、里親家庭等への委託については、質の高い里親養育を実現するため、平成 28 年改正児童福祉法において都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられ、また、このフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知）が示されました。

児童福祉法においては、以下の 4 業務がフォスタリング業務として位置付けられており、これらは都道府県の本来業務ですが、その事務の全部または一部を適切に行うことができる者に委託することができることとされています。

高知県では、フォスタリング業務のうち「子どもと里親家庭のマッチング」を除く 3 つの業務について、民間の社会福祉法人へ委託しています。

○フォスタリング業務の内容

|                          |                                                                                                                                                     |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 里親のリクルート及びアセスメント         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得</li> <li>・里親になることへの不安や負担感を軽減する説明</li> <li>・家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価</li> </ul> |
| 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として活用</li> <li>・実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係を醸成</li> </ul>                             |

|                |                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもと里親家庭のマッチング | ・フォostリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを実施                                                                                                                                                                                             |
| 里親養育への支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握</li> <li>・里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネート</li> <li>・子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和</li> <li>・委託が不調となった場合の子どもと里親双方への十分な支援</li> <li>・委託解除時の里親の喪失感を軽減するためのフォロー</li> </ul> |

高知県内における里親の状況は、2018（H30）年度末時点において里親登録数は78組、里親委託率は19.0%であり、2013（H25）年度末時点の里親登録数38組、里親委託率10.3%と比較すると増加しているものの、里親委託率については全国平均（2018（H30）年度末時点20.5%）を下回っています。

また、里親へ委託後に子どもと里親間の関係性の悪化などから委託解除となることを「里親不調」といい、高知県でも毎年度若干数ではあるものの里親不調が生じています。児童養護施設等において職員と関係性が悪化した場合などは、施設内での生活のグループや職員配置見直しなどにより、子ども自身が施設を変わらずに問題を解決できる場合がありますが、里親不調は子どもの生活の場所や場合によっては通っている学校を転校しなければならないなど、子どもに与える影響は非常に大きなものとなってきます。里親不調を未然に防ぐために、委託後の子どもや里親家庭へのきめ細かな支援が必要です。

### （３）児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進

平成28年改正児童福祉法において、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において養育することが適当でない場合は、子どもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう示されています。

平成29年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」報告書では、里親不調となった原因として多い順に「障害児や被虐待児などのケアに対応しきれなかったため」、「里親家庭に危害（暴力、器物破損、性被害など）が及んだため」となっており、ケアニーズの高い子どもたちへの対応の難しさが里親不調の大きな原因として考えられます。里親制度では障害のある子どもや被虐待経験のある子ども、非行等の問題行動のある子どもなどケアニーズの高い子どもの養育を行う「専門里親」という種別がありますが、高知県内では2世帯のみ、全国でも登録里親世帯のうち約6%のみの登録となっていることから、現状においてこのようなケアニーズの高い子どもを里親家庭で養育することは困難であり、「できる限り良好な家庭的環境」である児童養護施設等において養育することが望まれます。

#### ①児童福祉施設の概況

児童福祉施設のうち、社会的養護を必要とする子どもを入所させて支援する施設又は子どもに関する家庭等からの相談に応じる機関は下表のとおりです。

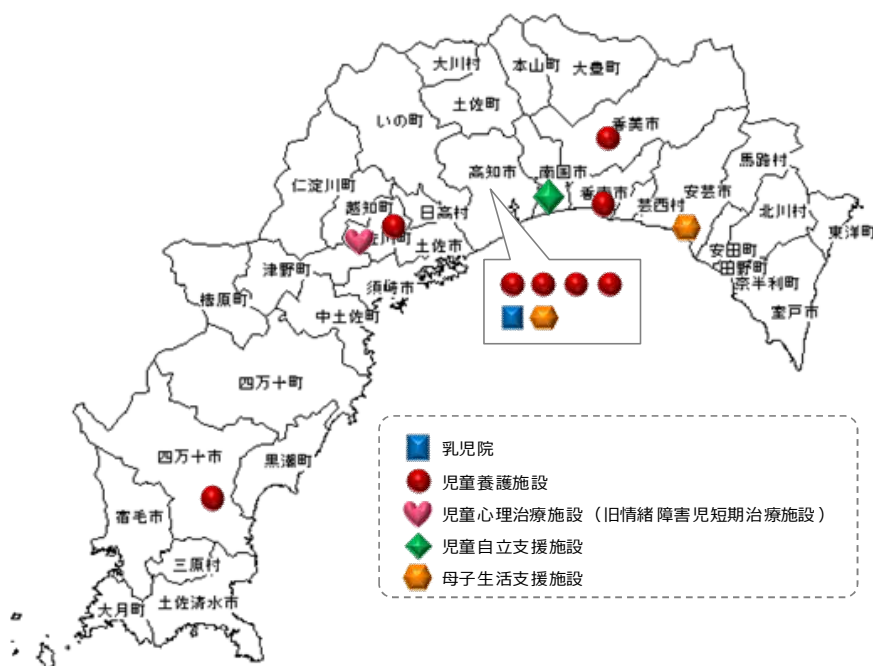
本県においては、各種の児童福祉施設が設置されており、これらの施設では社会的養護を必要とする県外の子どもを受け入れることもあります。

本県は、児童養護施設が多いことが特徴であり、社会福祉施設等調査（平成28年10月1日現在）によれば、人口10万人あたりの児童養護施設の定員数は全国1位となっています。

○県内の児童福祉施設（令和元年 12 月 1 日現在）

| 施設種別     | 施設概要                                                                                                                                                  | 箇所数 | 定員数<br>(人) |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------|
| 乳児院      | 乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 37 条）                                           | 1   | 30         |
| 児童養護施設   | 保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 41 条） | 8   | 395        |
| 児童心理治療施設 | 心理治療を必要とする児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 43 条の 2）                                                     | 1   | 30         |
| 児童自立支援施設 | 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 44 条）   | 1   | 40         |
| 母子生活支援施設 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 38 条）                     | 2   | 42<br>世帯   |

○県内の児童福祉施設の設置状況（令和元年 12 月 1 日現在）



## ②児童養護施設等に入所している子どもの状況

2018（H30）年2月時点において児童養護施設等に入所していた子どものうち、特別支援学校や特別支援学級へ通学する児童が21%、常時の行動観察などの特別な支援の必要な子どもが38%、複数の逆境的体験を経験しており問題行動等の発現が見込まれる子どもが35%となっています。

### （参考）子ども期の逆境的体験

「身体的虐待を受けたことがある」、「心理的虐待を受けたことがある」、「性暴力被害を受けたことがある」、「ネグレクト家庭で養育されていた」、「母がDV被害を受けていた」、「家族に精神疾患がある」、「家族に服役者がいる」、「家族にアルコールや薬物などの依存の問題を抱えている者がいる」、「片親または両親が不在」の9項目について、該当する場合をそれぞれ1点としてその合計点数をスコア化したもの。

このスコアが4点以上の人はスコアが0点であった人に対して、「アルコール依存」、「薬物乱用」、「うつ」、「自殺企図」が4～12倍、「喫煙率の増加と健康に関する自己評価の低さ」が2～4倍、「身体的活動性の低さと肥満の増大」、「より性的リスクの高い行動をとる」、「性感染症にかかる率が高い」、「若年死のリスクがより高い（スコアが6点以上になると非常に高い）」ことが報告されている。（Felitti et.al., 1998）

## ③児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況

「できる限り良好な家庭的環境」を確保するためには、小規模かつ地域分散化された施設環境を整備することが重要となります。小規模かつ地域分散化された施設環境には、以下のようなものがあります。

|              |                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域小規模児童養護施設  | 本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う施設。                                                                                                                |
| 分園型小規模グループケア | 各グループごとに居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所等を有し、家庭的な雰囲気の中で入所している子どもに対して適切な提供できる環境であり、本体施設の敷地外において実施するものを「分園型グループホーム」、本体施設内において実施するものを「施設内小規模グループケア」という。 |
| 施設内小規模グループケア |                                                                                                                                                    |

本県では、2015（H27）年度と比較すると小規模かつ地域分散化に向けて施設環境を整備し施設は増加しています。

### ○県内の児童養護施設における小規模かつ地域分散化の状況

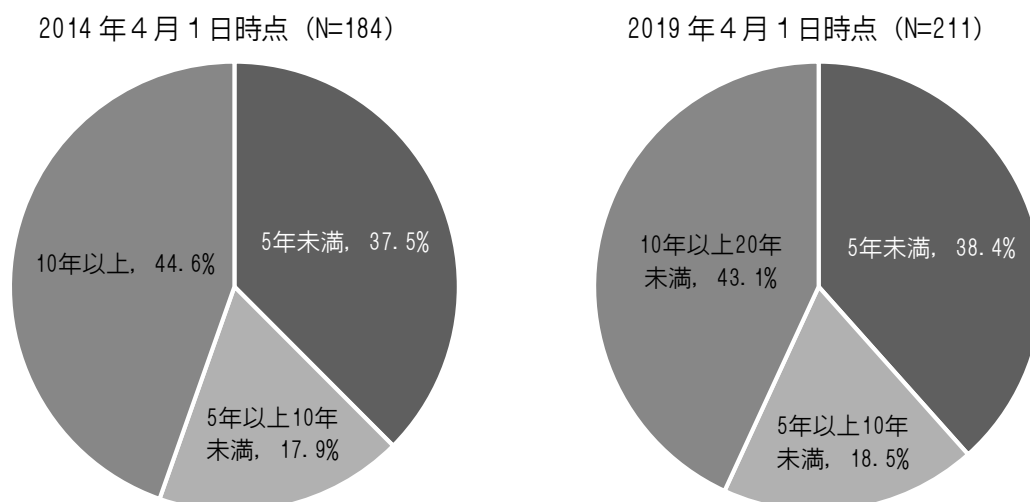
| 種別           | 2015（H27） | 2019（R1） |
|--------------|-----------|----------|
| 地域小規模児童養護施設  | 3か所       | 3か所      |
| 分園型小規模グループケア | 5か所       | 7か所      |
| 施設内小規模グループケア | 14か所      | 18か所     |

## ④児童養護施設等の直接処遇職員の状況

児童養護施設等の直接処遇職員（保育士、児童指導員、心理療法担当職員、看護師など）の勤務年数は、5年未満が38.4%と最も多く、中堅職員として位置付けられる5年以上10年未満が18.5%と最も少なくなっています。

これは5年前とほぼ同じ傾向であり、若手職員の約4割が5年目までに退職しているものと考えられます。この理由として、直接処遇職員の特殊な勤務形態（宿直勤務（施設によっては夜勤）や朝と夕方の時間帯勤務など）があり、結婚や出産を機に退職することなどが挙げられます。

○児童養護施設等の直接処遇職員の勤務年数 \*児童家庭課調べ



⑤南海トラフ地震について

高知県では今後 30 年間に約 60%程度の確率で南海トラフ地震が発生と言われています。

高知県が平成 24 年 12 月に公表した被害想定では、最大クラスの地震・津波 (L2) が発生した場合、児童養護施設等のうち 6 つの施設が浸水区域内に所在しています。

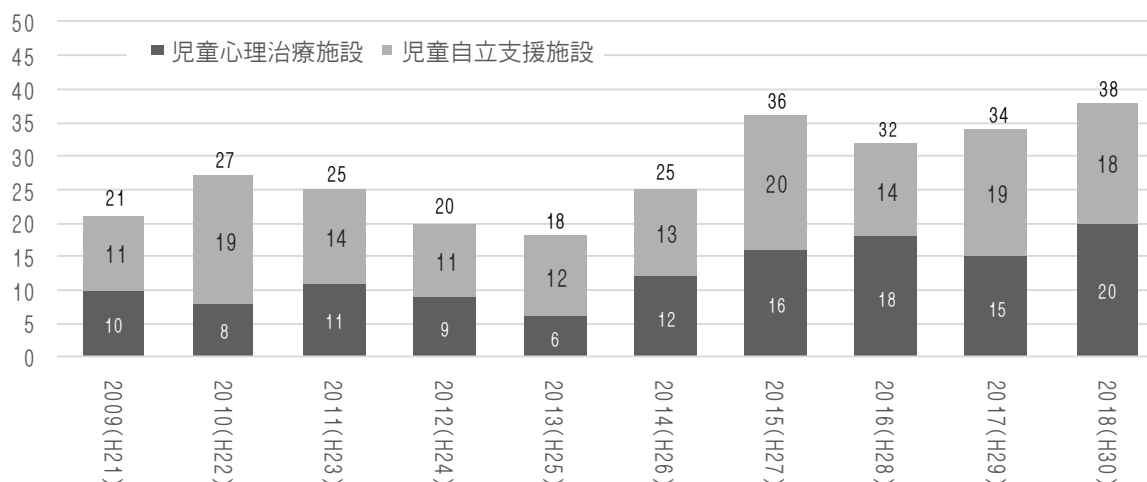
⑥心理治療を必要とする子どもや非行や生活上の問題を抱える子どもへの支援について

心理治療を必要とする子どもや非行や生活上の問題を抱える子どもが短期間入所する児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、施設の運営や新たな設置などの方向性が示されることとなっています。

本県においては、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は 1 か所ずつありますが、近年の入所児童は増加傾向にあり、児童養護施設等から措置変更されるケースも増えています。

また、入所する子どもが抱える課題なども重複している部分が多いことから、それぞれの施設の役割を踏まえて、連携や協力の在り方を検討していく必要があります。

○高知県における措置児童数の推移 (それぞれ各年度末における数値) \* 出典『福祉行政報告例』



### 3 高知県における取組の方向性

代替養育を必要としている子どもについて、子どもの年齢やこれまでの生育歴、発達の状況などに応じた適切な養育環境が提供できるよう量の確保を進めていきます。

特別養子縁組の対象となる子どもについては、制度の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や制度の活用が円滑に図られるような仕組みづくりの検討を行います。

里親家庭での養育を必要とする子どもについては、十分な量の里親家庭及びファミリーホームを確保していくとともに、児童相談所へ里親担当職員を配置することにより委託の拡大を図りながら、委託後の里親家庭に対して訪問による援助や研修の実施などきめ細かな支援を実施していきます。また、潜在的に支援を必要としている子どもについては、親族里親等の制度を活用して支援を行っていきます。

児童養護施設等については、それぞれの施設種別ごとに持っている機能を活かし、高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化を図っていくとともに、障害のある子どもが多く入所していることを踏まえて将来的には障害児入所施設への転換も視野において在り方の検討を行っていきます。また、高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化を進めていく上では、職員の確保及び育成が必要であることから、これらを支援する取組も進めていきます。

#### 今後の5年間の取組

##### (1) 特別養子縁組制度の推進

- 対象となる子どもへの制度の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や制度の活用が円滑に図られるような仕組みづくりの検討を行います。

##### (2) 里親家庭等における養育

- 里親家庭等を必要とする子どもに対して十分な数の里親家庭等の確保を進めます。
- 民間のフォスタリング機関を中心とした支援体制を構築するとともに、児童相談所に里親家庭への支援を行う職員を配置します。
- 里親不調により子どもの生活の場が変わることがないように、定期的（委託期間に応じて2週間に1回から年3回程度の頻度）に訪問支援を実施するとともに、フォスタリングチェンジプログラムなどの研修の機会を確保することにより、委託後のきめ細かな支援を充実します。
- 潜在的に支援を必要としている子どもに対して、親族里親等の制度を活用した支援を行います。

##### (3) 児童養護施設等における養育

- 施設養育を必要とする子どもを十分に受け入れることができる施設定員数を確保します。
- それぞれの施設が持つ専門性を活かして、高機能化及び多機能化を図っていきます。
- 南海トラフ地震などの災害への十分な対策を行うほか、施設の小規模かつ地域分散化を図っていきます。
- 施設職員の離職を防止し、人材の確保・育成に向けた取組を進めていきます。
- 障害のある子どもが多く入所していることを踏まえて将来的には障害児入所施設への転換も視野において在り方の検討を行っていきます。

##### (4) 心理治療を必要とする子どもや非行や生活上の問題を抱える子どもについて

- 児童心理治療施設と児童自立支援施設について、それぞれの役割を踏まえ、連携や協力などの在り方について、今後検討を行っていきます。

## 5年後及び10年後の目標

○代替養育を必要とする子ども数と子どもに対する適切な養育環境の確保

《里親委託率の目標値》

| 区分           | 2024(R6)年度 | 2029(R11)年度 |
|--------------|------------|-------------|
| 3歳未満の子ども     | 40%        | 65%         |
| 3歳以上～就学前の子ども | 40%        | 60%         |
| 学齢期の子ども数     | 35%        | 50%         |

(参考)

|                                             | 2018(H30)年度末  | 2024(R6)年度      | 2029(R11)年度     |
|---------------------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 代替養育を必要とする子ども数【需要量】<br>(①)                  | 364人          | 520人            | 547人            |
| うち3歳未満の子ども数(①')                             | 25            | 51人             | 57人             |
| うち3歳以上～就学前の子ども数(①'')                        | 44            | 50人             | 62人             |
| うち学齢期の子ども数(①''')                            | 295           | 419人            | 392人            |
| 里親・ファミリーホームへの委託が適当と思われる子ども数(②、委託率=②/①)      | 69<br>(19.0%) | 191人<br>(36.7%) | 266人<br>(52.1%) |
| うち3歳未満の子ども数(②')<br>(下段は里親等委託率 ②'/①')        | 5<br>(20.0%)  | 21人<br>(41.2%)  | 37人<br>(64.9%)  |
| うち3歳以上～就学前の子ども数(②'')<br>(下段は里親等委託率 ②''/①'') | 14<br>(31.8%) | 21人<br>(42.0%)  | 38人<br>(61.3%)  |
| うち学齢期の子ども数(②''')<br>(下段は里親等委託率 ②'''/①''')   | 50<br>(16.9%) | 149人<br>(35.6%) | 191人<br>(48.7%) |
| 児童養護施設等への委託が適当と思われる子ども数(③=①-②-④)            | —             | 329人<br>(63.3%) | 245人<br>(47.9%) |
| 障害児入所施設において支援が必要と考えられる子ども数(④)               | —             | —               | 36人             |
| 代替養育を必要とする子どもに対する適切な養育環境【供給量】               |               |                 |                 |
| 里親・ファミリーホーム数(⑨)                             | 78組           | 183組            | 287組            |
| 児童養護施設等の定員数(⑩)<br>※障害児入所施設への転換を含む           | 425人          | 365人            | 311人            |

## 第5章 児童相談所及び市町村等の支援体制の構築

### 【策定要領項目】

(3)市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

(10)児童相談所の強化等に向けた取組

### 1 基本的な考え方

平成 28 年改正児童福祉法において、国及び地方公共団体は「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされ、その役割と責務が明確化されました。具体的には、市町村は基礎的な地方公共団体として身近な場所における支援業務を適切に行うこととされ、都道府県（児童相談所）は市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行うこととされています。子どもの健やかな育成のためには、市町村と児童相談所が密に連携しながら、養育の困難さを抱えてる家庭に対する支援を行うとともに、子どもの最善の利益を踏まえて必要な場合は、代替養育につなげていくことができる支援体制の構築が必要となります。

本計画においては、県内全域において子どもや家庭への支援体制が整い、子どもの安心・安全が確保されるよう、市町村への支援や児童相談所の機能強化等の取組を行うものとします。

### 2 現状と課題

#### (1)市町村の子ども家庭支援体制強化

児童福祉法において、市町村は適切な支援を図るための情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（要対協）の設置に努めなければならないとされており、本県では 2008(H20)年度末までに全市町村で設置されています。平成 28 年改正児童福祉法では、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化が規定され、具体的には、要保護児童対策地域協議会の調整機関について、国が定める研修を受講した専門職を配置しその機能を強化するものです。

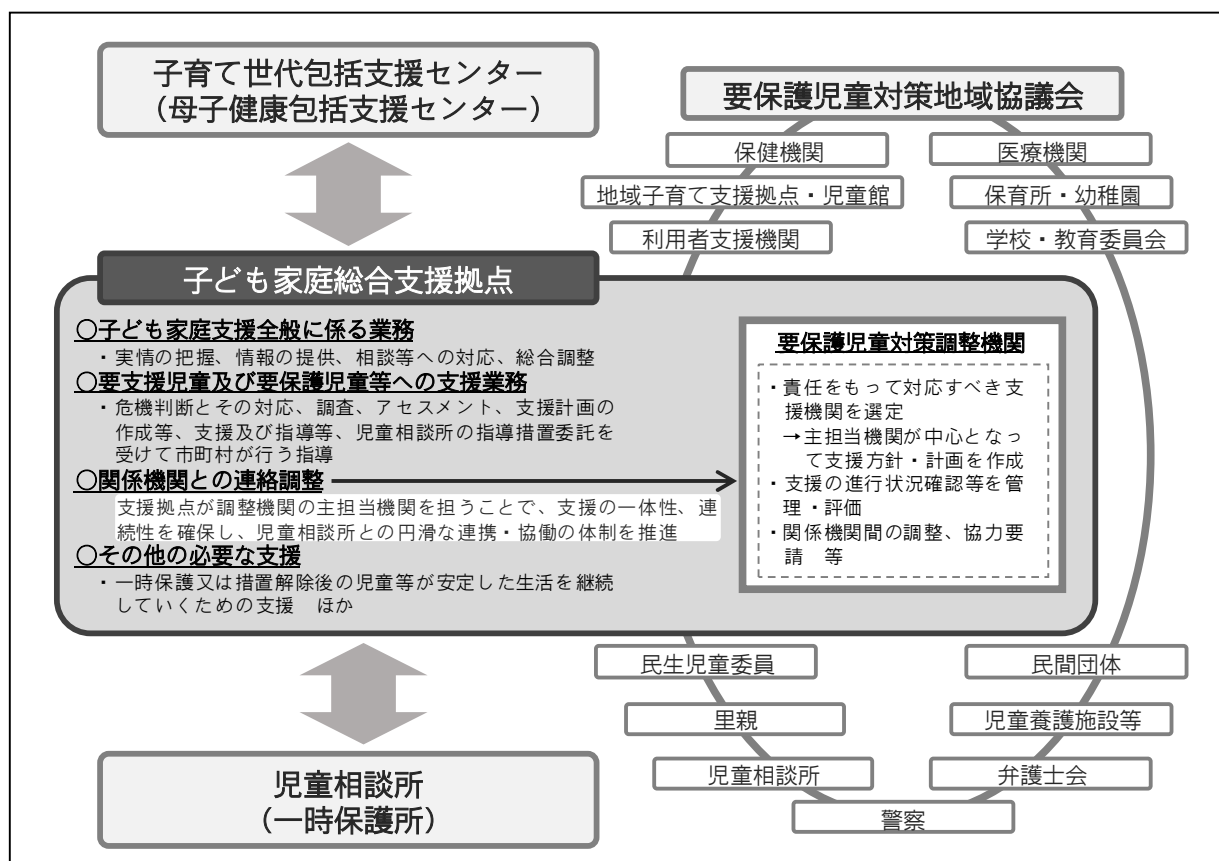
また、平成 28 年改正児童福祉法では地域における子どもや家庭の相談に総合的に対応するための拠点（子ども家庭総合支援拠点）の設置（努力義務）が規定されています。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、市区町村子ども家庭総合支援拠点を 2022 年度までに全市町村に設置することとされていますが、財源や必要な職員の確保等の課題から、本県での設置は現在 2 市町にとどまっています。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 10 条の 2 市町村は、前条第 1 項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第 25 条の 2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

○要保護児童対策地域協議会及び子ども家庭総合支援拠点のイメージ



(2) 児童家庭支援センターの設置拡大

児童家庭支援センターについては、子どもに関する家庭などからの相談に対して必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所や児童福祉施設との連絡調整等を行う機関であり、市町村や児童相談所の補完的役割を担っています。

現在、本県では5箇所設置されていますが、福祉保健所圏域で見ると中央東福祉保健所及び須崎福祉保健所管内では未設置となっています。

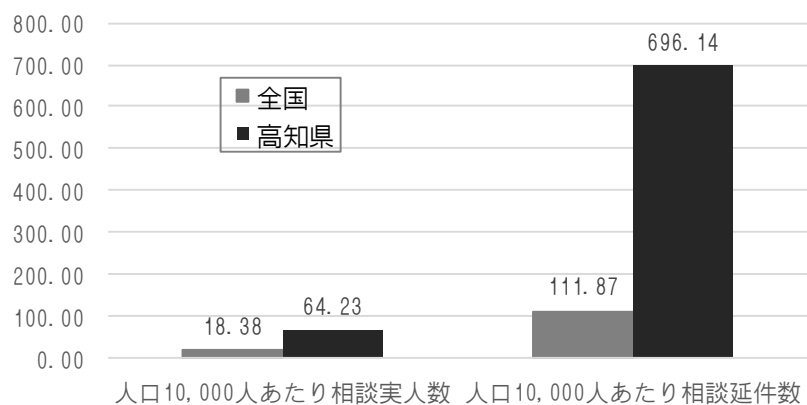
本県は児童家庭支援センターにおいて相談を受ける割合が高く、子ども人口10,000人あたりの相談実人数は全国平均の約3.5倍、相談延べ人数は全国平均の約6.2倍となっています。また、相談種類別では、性格行動やしつけといった育成相談の割合が45.6%と最も高くなっており、全国平均の32.8%と比べても高い割合となっています。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第44条の2 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

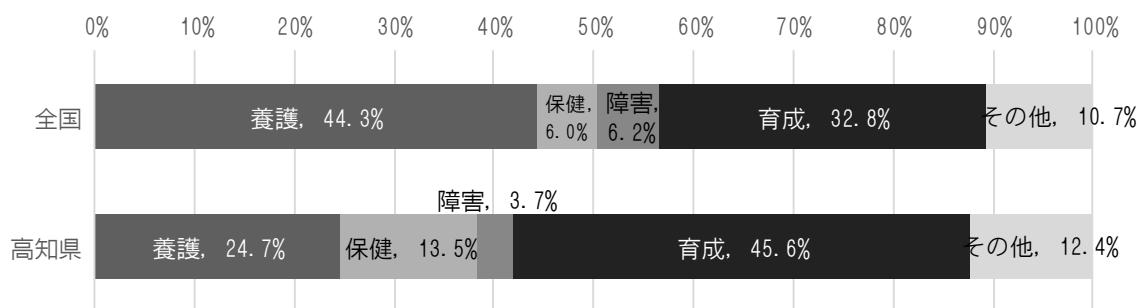
○児童家庭支援センターにおける相談実人数及び相談延件数

\* 出典『平成 30 年度全国児童家庭支援センター協議会現況調査』

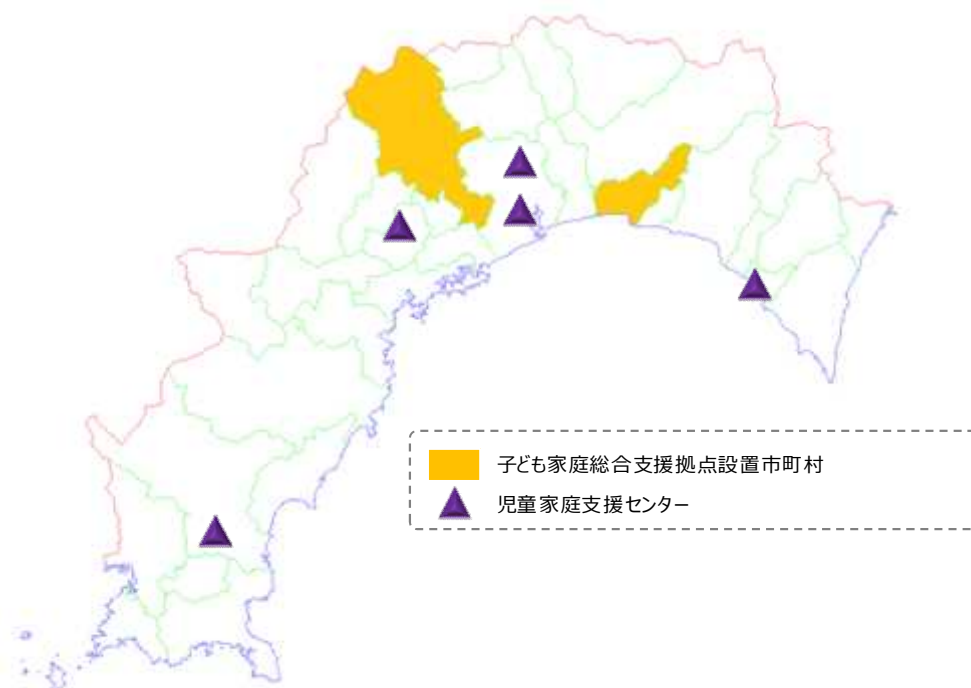


○児童家庭支援センターにおける相談種類別割合

\* 出典『平成 30 年度全国児童家庭支援センター協議会現況調査』



○子ども家庭総合支援拠点及び児童家庭支援センターの設置状況（令和元年 12 月 1 日現在）

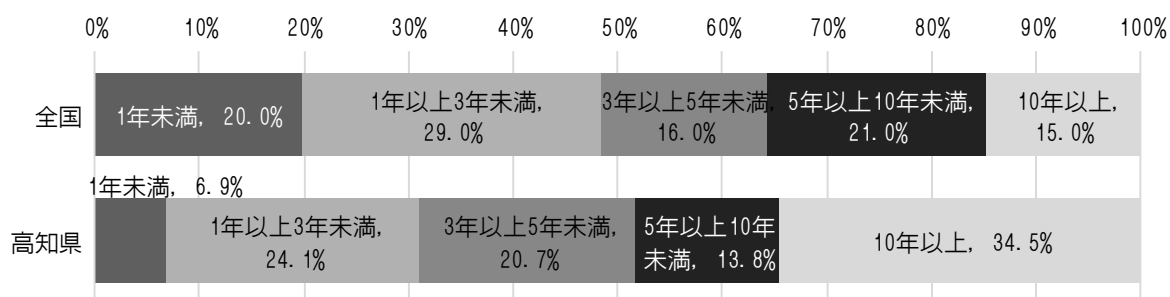


### (3) 児童相談所の機能強化

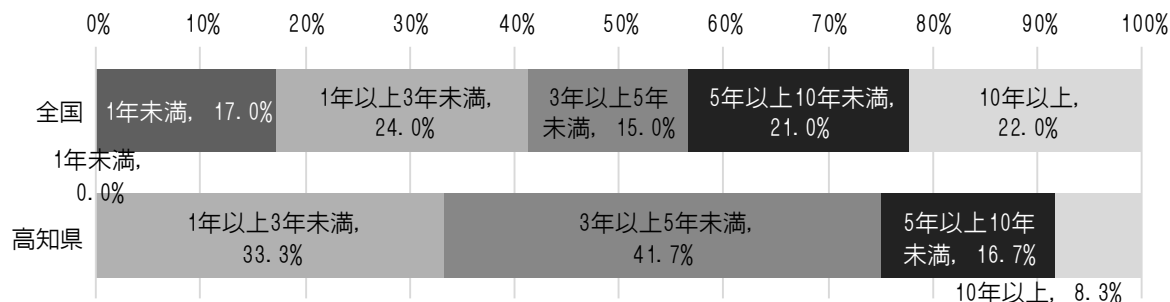
本県においては、平成20年度に発生した児童虐待死亡事案を受け、児童相談所の専門性向上のために社会福祉士等の有資格者の採用を順次進めており、児童相談所において相談対応に当たる児童福祉司は令和元年度時点で30人配置と、国の配置基準を上回っています。こうした中、経験年数が3年未満の職員が約3割に上っていることから、児童福祉司の専門的技術に関する指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）についても国の基準を上回る配置を行い、人材育成体制の充実を図っています。一方、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、児童相談所に市町村支援及び里親養育支援を専任で担う児童福祉司の配置が必要とされています。

年々増加する児童虐待相談への対応としては、弁護士や医師（小児科、精神科、法医学等）を非常勤職員として配置し、専門的な見地から助言を受けられる体制を整えています。また、トラウマを抱える子どもや子育てに苦慮している保護者の支援に向け、児童心理司及び一時保護所職員を含め、外部アドバイザーの招聘による研修や事例検討に取り組み、より一層の専門性の向上を図る必要があります。

○児童福祉司の勤務年数別割合 \*出典 高知県…児童家庭課調べ、全国…『全国児童相談所長会配付資料』



○児童心理司の勤務年数別割合 \*出典 高知県…児童家庭課調べ、全国…『全国児童相談所長会配付資料』



「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化する。

#### ◆児童相談所の体制強化

|       | 2017（H29）年度実績 | 2022（R4）年度目標      |
|-------|---------------|-------------------|
| 児童福祉司 | 3,240人        | 5,260人            |
| 児童心理司 | 1,360人        | 2,150人            |
| 保健師   | 100人          | 各児童相談所（※2020年度まで） |

### 3 高知県における取組の方向性

市町村や児童相談所における相談対応件数は年々増加しており、これらに適切に対応していくためには、児童相談所の強化をはじめ、地域の子ども家庭相談を担う市町村や、児童相談所の補完的機能を担う児童家庭支援センターと連携・協働した重層的な支援体制を構築する必要があります。

そのため、市町村における子ども家庭総合支援拠点や児童家庭支援センターの整備に加え、これらの機関において相談対応を担う専門性の高い職員の人材育成を行っていきます。

#### 今後の5年間の取組

##### (1)市町村の子ども家庭支援体制強化

- 子ども家庭総合支援拠点を全市町村での設置に向け、支援を行います。
- 子ども家庭総合支援拠点に専門性を持った職員が適切に配置されるよう、市町村に対して財政的な支援や研修等による人材育成を行います。

##### (2)児童家庭支援センターの設置拡大

- 市町村や児童相談所との連携によるきめ細かな相談対応や訪問支援が行き届くよう、児童家庭支援センターを全ての福祉保健所圏域に設置し、あわせて人材育成を行います。

##### (3)児童相談所の機能強化

- 児童福祉司等への体系的な研修の実施、弁護士的配置、職員が医師等に日常的に相談できる環境を整備するなど、専門性の向上を図ります。
- 児童相談所に市町村支援及び里親養育支援を担う児童福祉司を専任で配置し、支援体制の強化を図ります。

#### 5年後及び10年後の目標

##### (1)市町村の子ども家庭支援体制強化

|                    | 2019(R1)年度 | 2024(R6)年度               | 2029(R11)年度 |
|--------------------|------------|--------------------------|-------------|
| 子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 | 2市町        | 全市町村に設置<br>※2022(R4)年度まで |             |

##### (2)児童家庭支援センターの設置拡大

|               | 2019(R1)年度 | 2024(R6)年度 | 2029(R11)年度 |
|---------------|------------|------------|-------------|
| 児童家庭支援センター設置数 | 5か所        | 6か所        | 7か所         |

##### (3)児童相談所の機能強化

|               | 2019(R1)年度       | 2024(R6)年度             | 2029(R11)年度 |
|---------------|------------------|------------------------|-------------|
| 児童福祉司及び児童心理司  | 児童福祉司は国の基準を超えて配置 | 現行の配置水準を維持             | 現行の配置水準を維持  |
| 市町村支援担当児童福祉司  | 未配置<br>(行政職員を配置) | 専任で配置<br>※2022(R4)年度まで |             |
| 里親養育支援担当児童福祉司 | 配置(兼務)           | 専任で配置<br>※2022(R4)年度まで |             |

## 第6章 社会的養護の子どもの自立支援

### 【策定要領項目】

#### (9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### 1 基本的な考え方

子どもの自立については、児童福祉法第1条において「児童は、…その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とされており、子どもが自立に向けた支援を受けることは子ども固有の権利として規定されています。

児童福祉法においては、児童の範囲を18歳未満の者としており、原則18歳未満の者に対して支援を行うこととされています。しかしながら、18歳に達した時点で、その後の生活の見通しが十分に立っていないにも関わらず支援が終了した場合、それまで実施してきた支援の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になるおそれがあります。

平成28年改正児童福祉法施行前においても、子どもの自立の観点から必要と認められる場合には20歳に達するまで支援を継続できることとされていましたが、平成28年改正児童福祉法において、一時保護が行われた子どもについて20歳に達するまでの間引き続き一時保護を行っている者について施設入所等の措置を採ることができるようになるなど、支援を行うことができる対象が拡大されました。

本計画では、法律等の趣旨を踏まえ、社会的養護の子どもが社会の一員として自立した生活を営むことができるよう支援体制の構築を図ることとします。

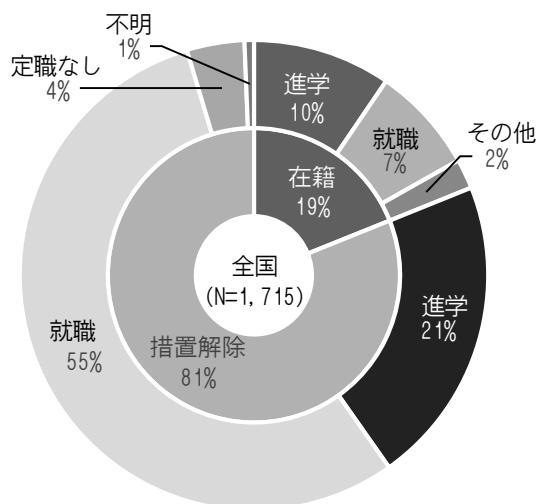
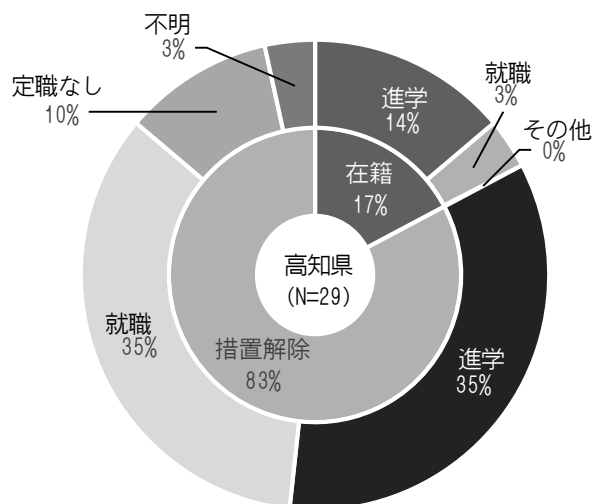
### 2 現状と課題

#### (1)高等学校卒業後の進路の状況

児童養護施設等に措置された子どもについて高等学校を卒業した者の多くは、大学等への進学または就職しています。平成29年度末に児童養護施設に措置された子どものうち高等学校を卒業した者について、大学等への進学は48.3%、就職は37.9%となっており、全国と比較すると大学等へ進学する割合が高くなっています。なお、引き続き施設において生活している子どもは17%であり、全国とほぼ同程度の割合となっています。

#### ○児童養護施設において平成29年度末に高等学校を卒業した者の状況

\* 出典『社会的養護の現況に関する調査』



## (2) 児童養護施設等における措置解除後の支援

児童養護施設等を措置解除となった子どもに対する支援は、児童養護施設等の役割の一つとして法律上位置付けられています。それぞれの施設では、主に措置中に子どもの担当職員が中心となって措置解除後の相談や自立のための支援を行っていますが、本県では、さらに手厚い支援を行うことを目的として専従の職員を配置した場合にその配置に係る経費の助成を行っています。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第37条 乳児院は、乳児（保護上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第41条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

## (3) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施

児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）は、子どもの自立を図る観点から、義務教育を終了した者であって就職や修学をする者に対して、20歳に達するまで共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助や就業の支援等を行う事業です。

平成28年改正児童福祉法においては、大学等に修学している者などは一定の収入を得ることが難しく、20歳到達に伴い退所させると学業の継続に悪影響を及ぼすことが考えられることから、最大で4年制大学を卒業する時点まで援助することが可能となるよう、22歳の年度末まで入所できることとなりました。

本県では、高知市内に2か所の自立援助ホームがありますが、やむを得ず県外の自立援助ホームへ入居せざるを得ない者がいるなど、さらなる自立援助ホームの確保が求められています。

## (4) 社会的養護自立支援事業の実施

平成28年改正児童福祉法の施行に伴い自立援助ホームの入所期間が22歳の年度末まで延長されたことに伴い、社会的養護自立支援事業を活用することで、児童養護施設等においても同様に22歳の年度末まで入所することができることとなりました。

また、同事業の中には施設等を措置解除となった者に対して生活等の相談支援を行うことができる事業があり、本県では3か所の児童家庭支援センターへその業務の委託を行っています。これらのセンターでは、所在している地域や併設する施設等の機能に応じて役割を分担し、児童養護施設や里親家庭を措置解除となった子どもへの継続的な支援を行っています。

## (5) 児童自立支援施設を退所した子どもへの支援

児童自立支援施設については、ほとんどの子どもが高等学校への進学の際に、措置解除となっています。

これらの子どものうち、高等学校を中途退学する者の割合が高く、2013(H25)年度から2018(H30)年度に高等学校へ進学した46名のうち、卒業までに高等学校を中退した者は38名にのぼります（卒業（中退後に別の高校へ編入した者を含む）3名、継続4名、不明1名）。また、この中途退学者について大半の者は高等学校1学年で退学しており、その理由には家族関係の問題、過去の交友関係の復活による影響や怠学、非行行動の再発などが重複して発生していることから、このような早期の中途退学を防止するためには、措置解除後からの手厚い支援が必要と考えられます。

### 3 高知県における取組の方向性

子どもの自立支援にあたり、特に代替養育を必要とする子どもについては、施設や里親等による支援のほか多くの機関による複合的な支援を継続していく必要があります。

そのため、それぞれの機関が求められている役割を十分に発揮できるよう量の確保及び質の向上を図っていきます。

#### 今後の5年間の取組

- 社会的養護自立支援事業を継続して実施し、児童養護施設や里親家庭等を退所した子どもへの支援を行っていきます。
- 児童養護施設等において、措置解除となる前から措置解除後に向けた自立の支援や学習の支援を行うことができる体制の確保を行います。
- 自立援助ホームについては、利用ニーズを勘案してさらなる整備を図っていきます。
- 児童自立支援施設を退所した子どもが継続して高等学校に通うことができるよう支援を行うことができる体制を整備を図ります。

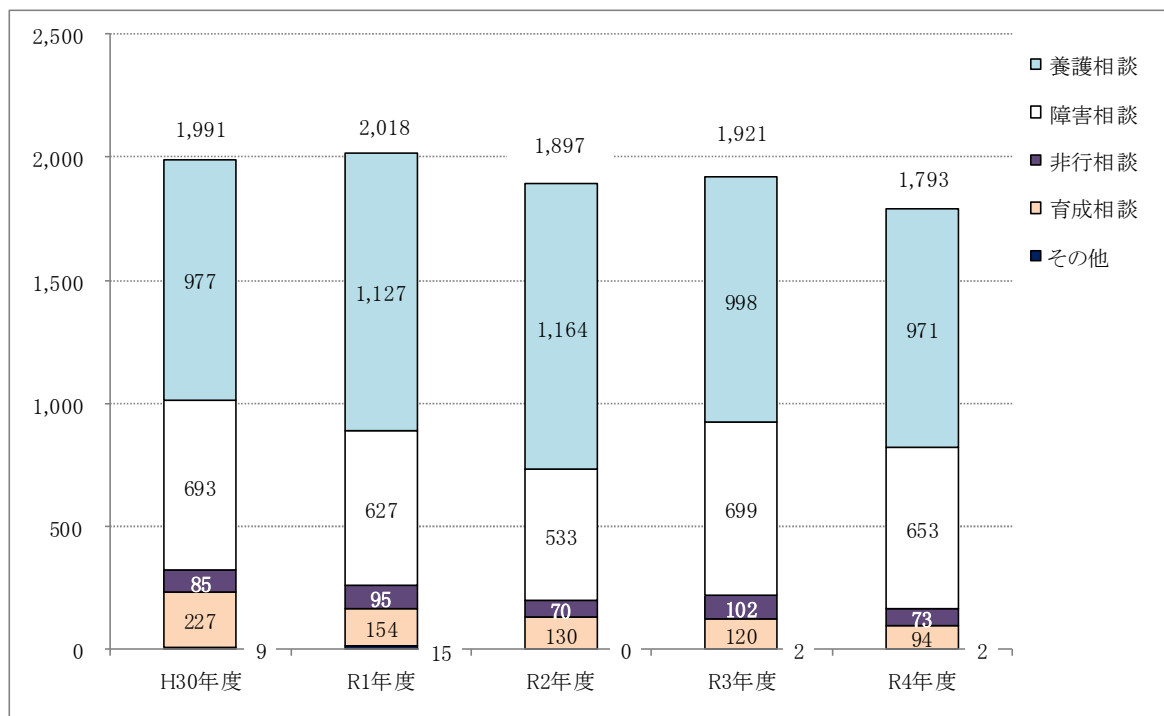
#### 5年後及び10年後の目標

|          | 2019(R1)年度 | 2024(R6)年度 | 2029(R11)年度 |
|----------|------------|------------|-------------|
| 自立援助ホーム数 | 2 か所       | 3 か所       | 4 か所        |

高知県における社会的養護の現状について

1. 児童相談所の相談業務の状況

○児童相談所における年次別、相談種別件数の推移



(注)本県では、平成30年度までは、中央児童相談所管内の障害相談については、療育福祉センターが担当していたため、同センター取扱い分を加えて比較している。

\*療育福祉センターを含む年次別、種類別受付件数の推移

|      | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 養護相談 | 977    | 1,127 | 1,164 | 998   | 971   |
| 障害相談 | 693    | 627   | 533   | 699   | 653   |
| 非行相談 | 85     | 95    | 70    | 102   | 73    |
| 育成相談 | 227    | 154   | 130   | 120   | 94    |
| その他  | 9      | 15    | 0     | 2     | 2     |
| 合計   | 1,991  | 2,018 | 1,897 | 1,921 | 1,793 |

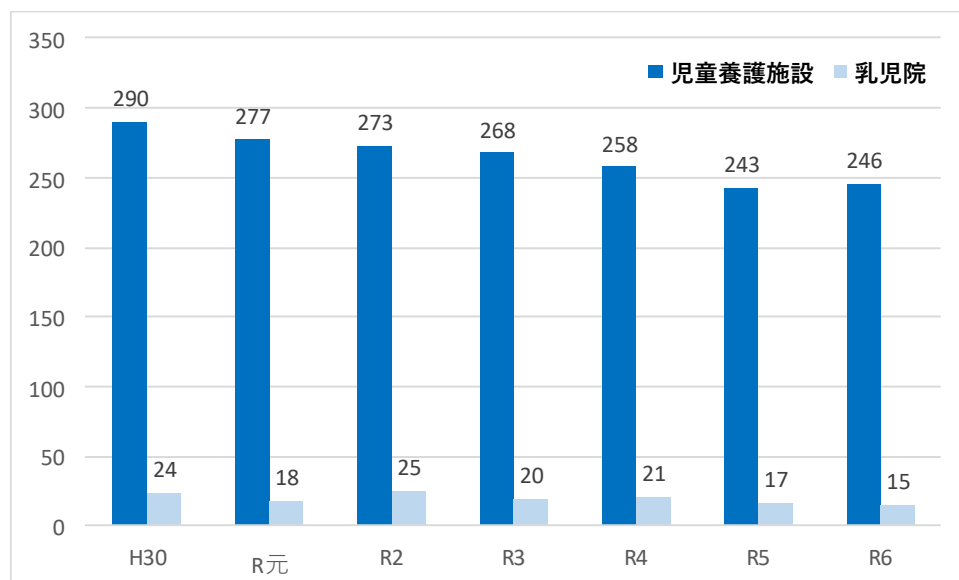
## 2. 社会的養護の状況

### (1) 児童福祉施設の設置状況

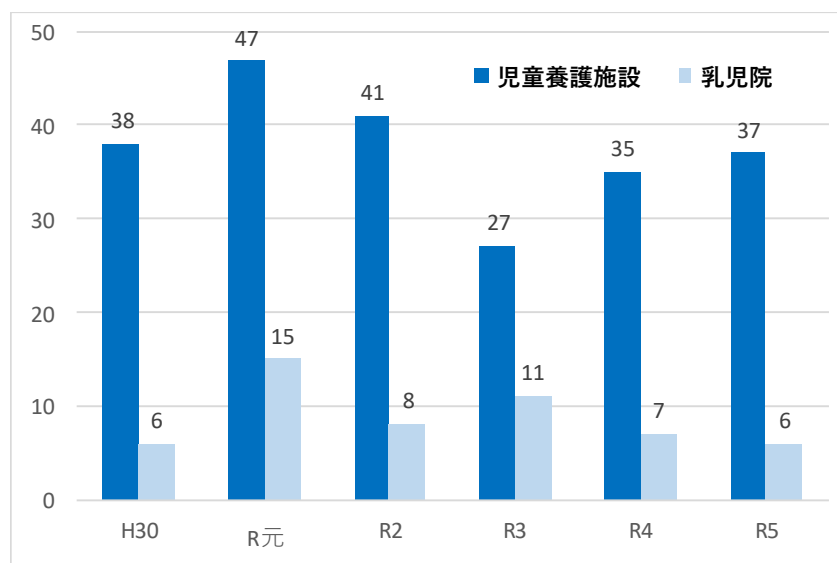
○県内の児童福祉施設（令和6年7月1日現在）

| 施設種別       | 箇所数 |
|------------|-----|
| 乳児院        | 1   |
| 児童養護施設     | 8   |
| 児童心理治療施設   | 1   |
| 児童自立支援施設   | 1   |
| 自立援助ホーム    | 3   |
| 母子生活支援施設   | 2   |
| 児童家庭支援センター | 6   |

### (2) 県内の施設入所児童数の推移（各年度4月1日時点：子ども家庭課調査）



### (3) 児童養護施設等における年次別新規入所者数の推移（各年度：福祉行政報告例）



#### (4) 里親の登録状況

○県内の里親の登録状況（各年度末時点・高知県調べ）

（単位：組）

|                    | H30 | H31 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 里親登録数<br>(①=②+③+④) | 78  | 90  | 97  | 118 | 133 | 155 |
| 養育里親 (②)           | 54  | 57  | 66  | 84  | 95  | 113 |
| うち専門里親             | 2   | 2   | 2   | 2   | 4   | 4   |
| 養子縁組希望里親           | 11  | 14  | 18  | 23  | 25  | 29  |
| うち養育里親と兼           | 5   | 5   | 11  | 18  | 20  | 23  |
| うち養子縁組のみ (③)       | 6   | 9   | 7   | 5   | 5   | 6   |
| 親族里親 (④)           | 18  | 24  | 24  | 29  | 33  | 36  |

#### (5) 里親等委託児童数等の推移

○里親委託児童数の推移（各年度末時点・高知県調べ）

（単位：人）

|          | H30 | H31 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 委託児童数    | 69  | 75  | 74  | 91  | 104 | 114 |
| 養育里親     | 32  | 31  | 31  | 43  | 44  | 51  |
| 養子縁組希望里親 | 2   | 2   | 0   | 0   | 2   | 3   |
| 親族里親     | 25  | 32  | 33  | 39  | 46  | 47  |
| ファミリーホーム | 10  | 10  | 10  | 9   | 12  | 13  |

#### (6) 里親委託率の推移（各年度末時点・全国比較）

